

# 会津若松市

## 子ども・子育て支援事業計画



会津若松市



## はじめに

現在、私たちをとり巻く社会環境は、少子高齢化の進行や人口の減少など大きな課題を抱えており、また、就労形態の変化や女性の社会進出など、社会・経済状況の変化に伴い教育・保育に対するニーズも多様化しております。こうした中、国において、子ども・子育ての支援制度の拡充を掲げた「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立・公布されました。これにより、市町村の責務が改めて明確化され、これまで以上に基礎自治体の役割が重要となるとともに、市には多様なニーズに応えられるサービスやその提供体制のさらなる充実が求められております。

このような中で、本市では、社会全体として、安心して子育てができるまちづくりを目指し、また、明日を担う子どもたちに、健やかに、そして、一人ひとりの個性を尊重しながら、希望を持って育ててほしいとの思いから、これまで、市民の皆様とともに、子育て支援及び子どもの「育ち」への支援に取り組んでまいりました。

そして、今般、平成27年度から平成31年度までの5ヵ年を期間とする「会津若松市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。策定にあたっては、小学校就学前児童の保護者を対象にアンケート調査を行い、教育・保育の利用希望や子育て支援に対するご意見をいただきました。また、頂いたご意見等を踏まえ、「子ども・子育て会議」において、委員の方々と協議を重ねてまいりました。市民の皆様からいただいた貴重なご意見を今後の子育て支援に反映するとともに、本計画のもと、各種事業を進め、教育・保育の利用希望に対応できるように努めてまいります。また、教育・保育の必要量と提供量に乖離がある場合や、国の制度改正があった場合などは「子ども・子育て会議」等を活用して、見直しを図ることで、ニーズの変化にも柔軟に対応してまいりたいと考えております。

子育ては次代の担い手を育成する重要な営みであり、企業や地域社会を含めた社会全体での支援が必要です。本計画の基本理念である「みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つ あいづわかまつ」を実現するためにも、市民の皆様、企業、関係機関・団体の皆様と連携し、ご協力を頂きながら、計画の着実な推進と課題解決に努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました会津若松市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、各種アンケート等、計画策定に向けてご協力をいただきました関係各位に心から感謝を申し上げます。

平成27年3月

室井照平



## 第1章 計画策定の趣旨等

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 法令の根拠と他の計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 事業計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の達成状況の点検及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第2章 子育て環境・施策の現状と課題

- 1 子育て環境の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 子育て施策の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 子ども・子育てにおける会津若松市の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

## 第3章 基本理念・基本目標

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

## 第4章 各種子育て施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17 (子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項)

## 第5章 教育・保育提供区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

## 第6章 子ども・子育て支援給付

- 1 教育・保育及び地域型保育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 2 教育・保育及び地域型保育の「量の見込み」と「提供体制の確保内容とその実施時期」・・ 39
- 3 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

## 第7章 地域子ども・子育て支援事業

- 1 地域子ども・子育て支援事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 2 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「提供体制の確保内容とその実施時期」・・ 43
- 3 地域子ども・子育て支援事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

## 第8章 関連施策の展開

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保・・・・・・・・ 45
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携・・ 45
- 3 仕事と生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との  
連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

## 第9章 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

## 資料編

- 1 計画策定までの経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
- 2 会津若松市子ども・子育て会議条例・・・・・・・・・・・・・・52
- 3 会津若松市子ども・子育て会議委員一覧・・・・・・・・・・・・53
- 4 会津若松市子ども・子育て支援事業計画検討会議設置要綱・・・・・・・・54
- 5 子ども・子育て支援事業計画策定体制図・・・・・・・・・・・・56



# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1 計画策定の趣旨

本市の子育て施策の推進にあたっては、「第6次会津若松市長期総合計画」を最上位計画としながら、「あいづわかまつこどもプラン」や子育てに関わる各種計画に示された理念や目標に基づき各種施策を展開してきました。

このような中、平成24年8月に、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

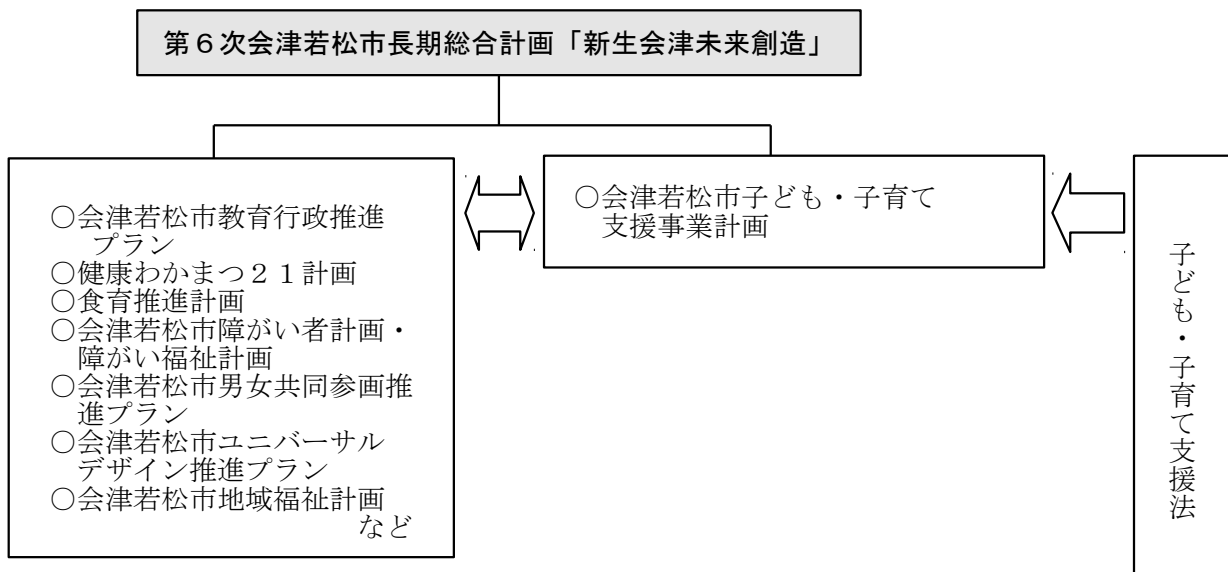
この計画は、現在の「あいづわかまつこどもプラン（次世代育成支援後期行動計画）」及び「会津若松市幼児教育振興プログラム」の内容等を踏まえ、市民の実態と意向及び社会情勢の変化を捉えながら策定したものです。行政、地域、企業が協力し、子育てを社会全体で支え、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるとともに、さらに子どもやその親自身も育ちやすい環境をつくるための地域・社会づくりを計画的に推進していくため、今後の会津若松市の子育て施策の指針とするものです。

## 2 法令の根拠と他の計画との関係

平成24年8月公布の子ども・子育て支援法第61条「市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」に基づき、会津若松市子ども・子育て支援事業計画を策定するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に規定されている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を包含します。

本市の他の計画との関係については、下図のとおりです。



### 3 事業計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

ただし、計画期間内に定めた「量の見込み」と「確保の内容」を対比して、必要がある（乖離がある）場合やその他国などの動向により施策・事業の変更が必要な場合には、その後の施策・事業を効果的に進めるため、「会津若松市子ども・子育て会議」等を通し、必要に応じて見直すものとします。

### 4 計画の達成状況の点検及び評価

計画に定める「量の見込み」や「確保の内容」、認定の状況、施設・事業の利用状況、整備状況等のもとより、子育てに関する各種施策・事業の推進状況について、「会津若松市子ども・子育て会議」等を活用しながら、毎年度点検・評価を行います。



## 第2章 子育て環境・施策の現状

### 1 子育て環境の現状

全国的に少子高齢化が進行し人口の減少に転じる中、会津若松市の人口も、平成7年を頂点に減少を続け、市町村合併に伴い一時13万人に達しましたが、平成25年には123,605人となっています。一方、世帯数は増加傾向にあり、それに伴い、1世帯あたりの人口は2.6人と平成7年と比べ0.4ポイント減少しております。

婚姻の状況について見ると、特に女性の未婚率の上昇が顕著で、また、平均初婚年齢が、平成25年で、夫が30.9歳、妻が29.3歳と上昇傾向を続けており、それに伴う晩産化の傾向が表れています。高年齢になると出産を控える傾向にあることや、仕事と子育ての両立の困難さ、家事育児に対する性別役割分担意識、経済的な負担感などから希望する子どもの数を持たない家庭が増加していることがもうひとつの大きな要因として指摘されています。国の調査によると約9割の人が結婚を希望し、希望する子どもの数も2人以上となっていることから、希望する結婚や出産が可能となる対策が求められています。

人口減少社会は、単純な人口規模の減少ではなく、高齢者数の増加と生産年齢人口（15～64歳）の減少という「人口構造の変化」を伴うものであり、経済成長にマイナスの影響を及ぼす可能性があることや、年金や医療、介護費の増大により社会保障制度を支える現役世代の負担増など、わが国の経済社会に大きな影響を与えることが懸念されています。

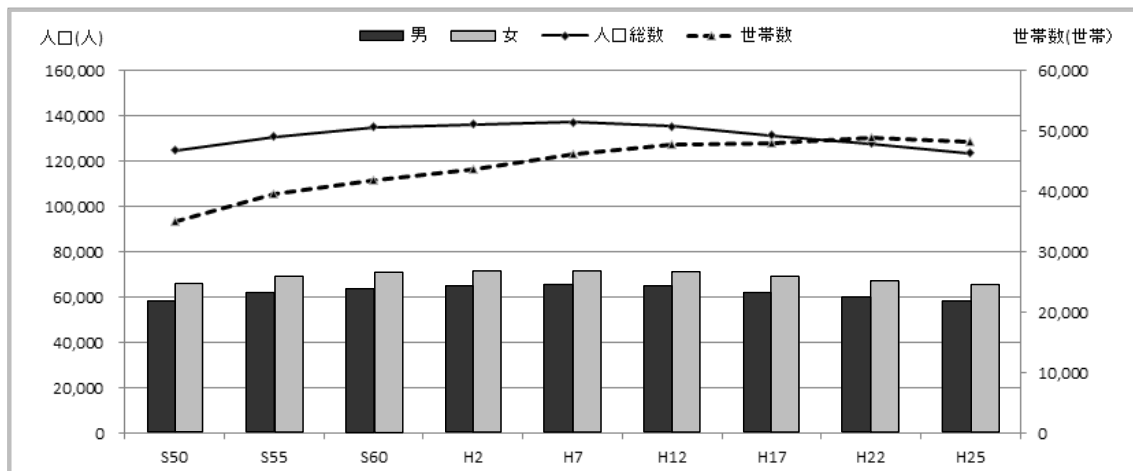
その中で、合計特殊出生率（女性が一生の間に産む子どもの平均人数）は、全国、福島県と比べると高くなっており、平成17年以降上昇傾向にあります。近年は増減はあるものの、ほぼ横這い傾向にあり、平成24年で1.56と依然として長期的に人口が安定的に維持される水準といわれている2.07～2.08を大きく下回る状況が続いています。

また、平成25年の年少人口（0～14歳）の割合は、13.2%となっており、昭和50年と比較すると約10.0ポイント減少しています。児童人口も減少しており、小学生までの人口は、平成31年には平成7年の約2分の1になると推計されます。地域から子どもの数が少なくなることで、地域の活力が失われるとともに子どもの育ちへの影響も心配されています。

さらには、就労形態の変化、女性の社会進出から、教育・保育に対するニーズも多様化しており、子どもの人口は減少してはいますが保育所入所希望者は増加しています。このようなことから、全国的に待機児童の増加が問題となっており、女性の社会進出を支えるためにも、保育需要に対応できる受け入れ態勢の確保が急がれています。本市においても社会経済状況の変化等により女性就労者が増加し、保育所児童数の割合は増加傾向にあります。また、これからの多様な教育・保育ニーズにこたえていくには、従来の保護者の就労の有無によって分けられる幼稚園・保育所という枠組みだけでは対応できない状況となっています。

## ○会津若松市の世帯数及び人口の推移

国勢調査によると、人口は平成7年を頂点に減少を続けています。世帯数は毎年増加し、平成25年10月には、1世帯あたりの人口は2.6人となっています。

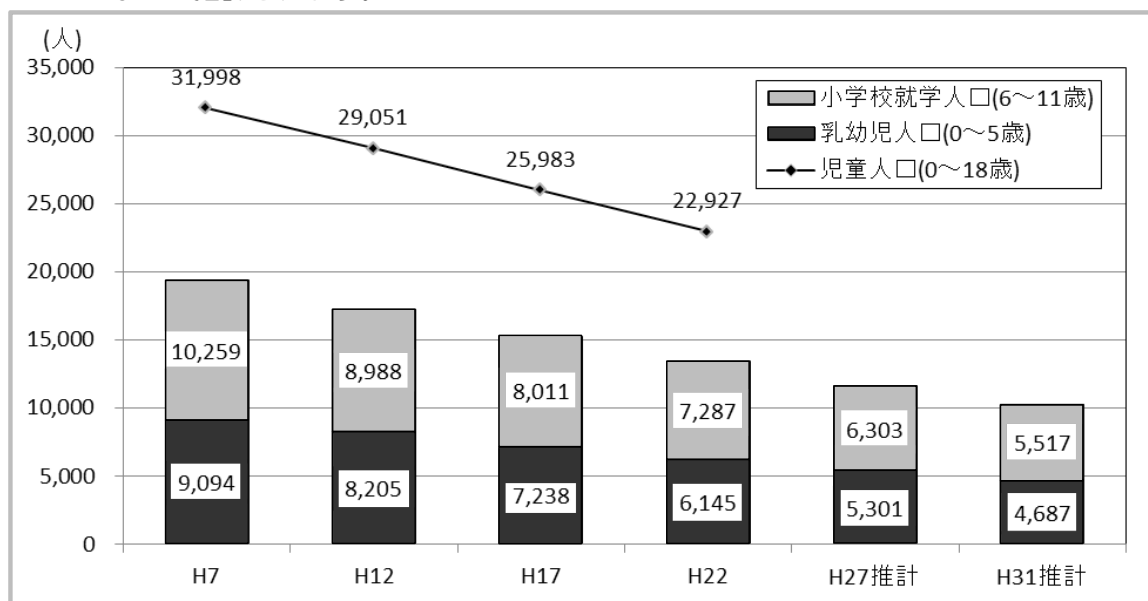


	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H25
男	58,643	62,020	64,020	64,895	65,606	64,897	62,443	60,639	58,644
女	66,079	68,863	70,892	71,441	71,459	70,518	68,946	67,158	64,961
世帯数	34,906	39,542	41,767	43,596	46,126	47,638	47,905	48,807	48,201
人口総数	124,722	130,883	134,912	136,336	137,065	135,415	131,389	127,797	123,605
1世帯あたり人口(人)	3.6	3.3	3.2	3.1	3.0	2.8	2.7	2.6	2.6

資料：国勢調査、H25は福島県現住人口調査（各年10月1日現在／すべて合併後の領域で集計）

## ○会津若松市の児童人口の推移

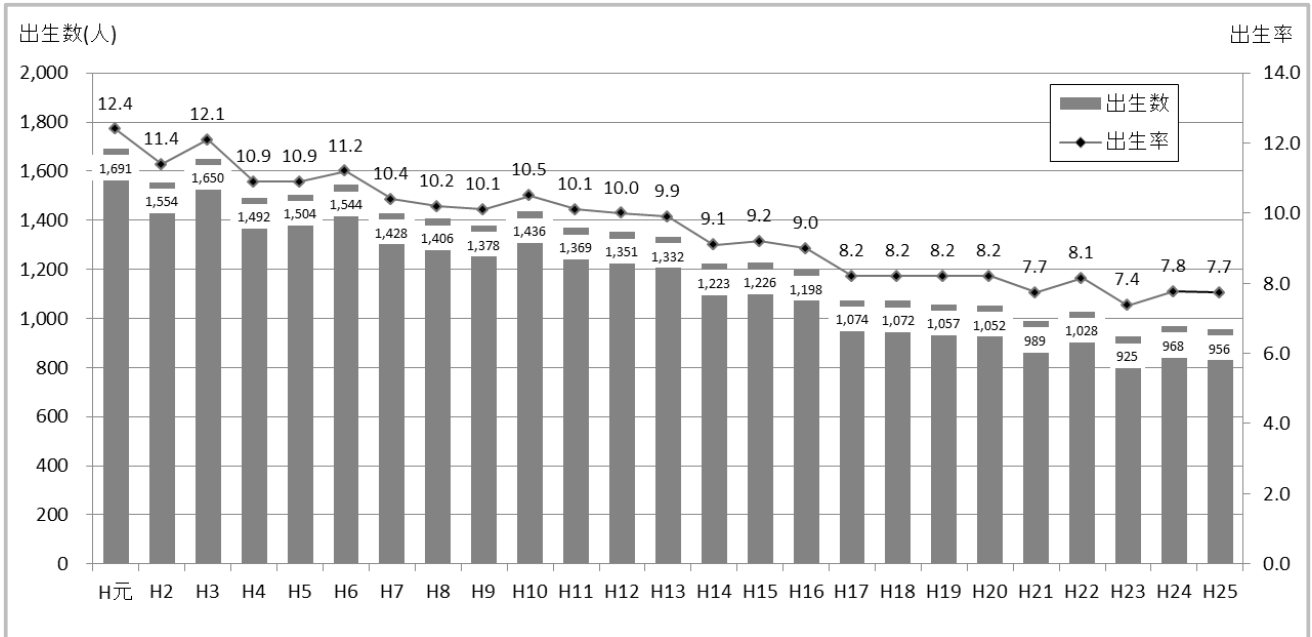
児童人口は、減少を続けています。小学生までの人口は、平成31年には平成7年の約2分の1になると推計されます。



資料：国勢調査（各年10月1日現在／すべて合併後の領域で集計）、  
推計はコーホート変化率法による

### ○会津若松市の出生数の推移

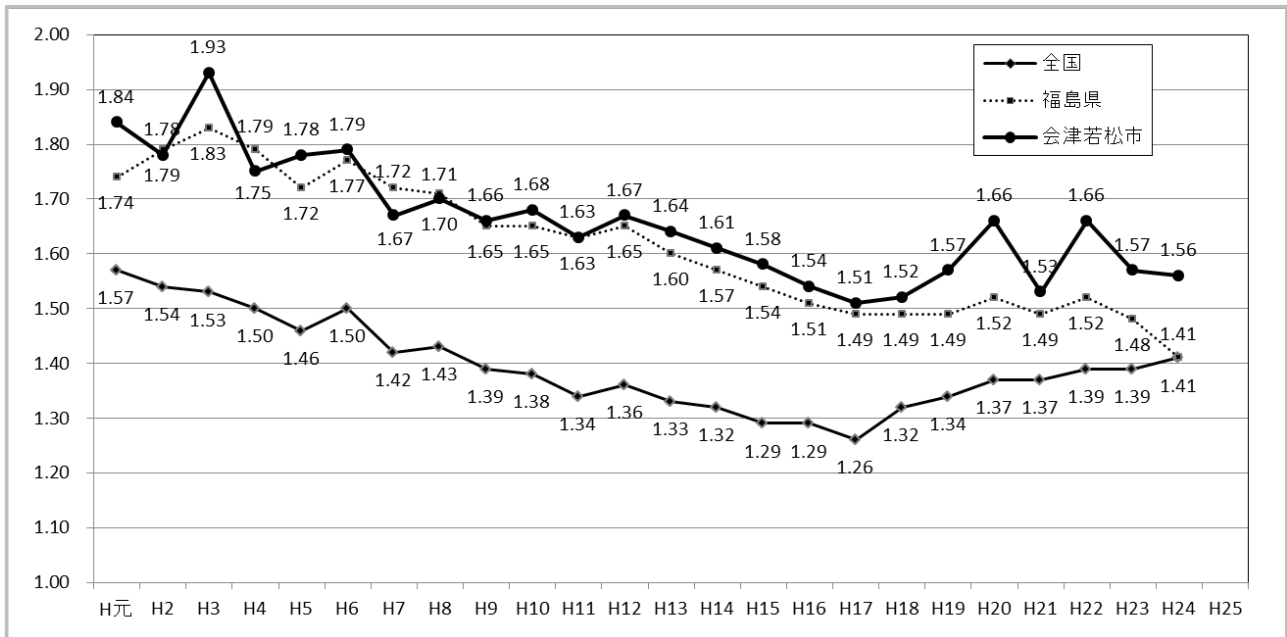
年間の出生数は、平成元年で1,691人でしたが、平成23年には925人と減少し、東日本大震災の影響も懸念されましたが、その後は横ばい傾向にあります。



資料：国勢調査、福島県現住人口調査（「出生率」とは、人口1,000人あたりに占める出生数の割合すべて合併後の領域で集計）

### ○合計特殊出生率の推移

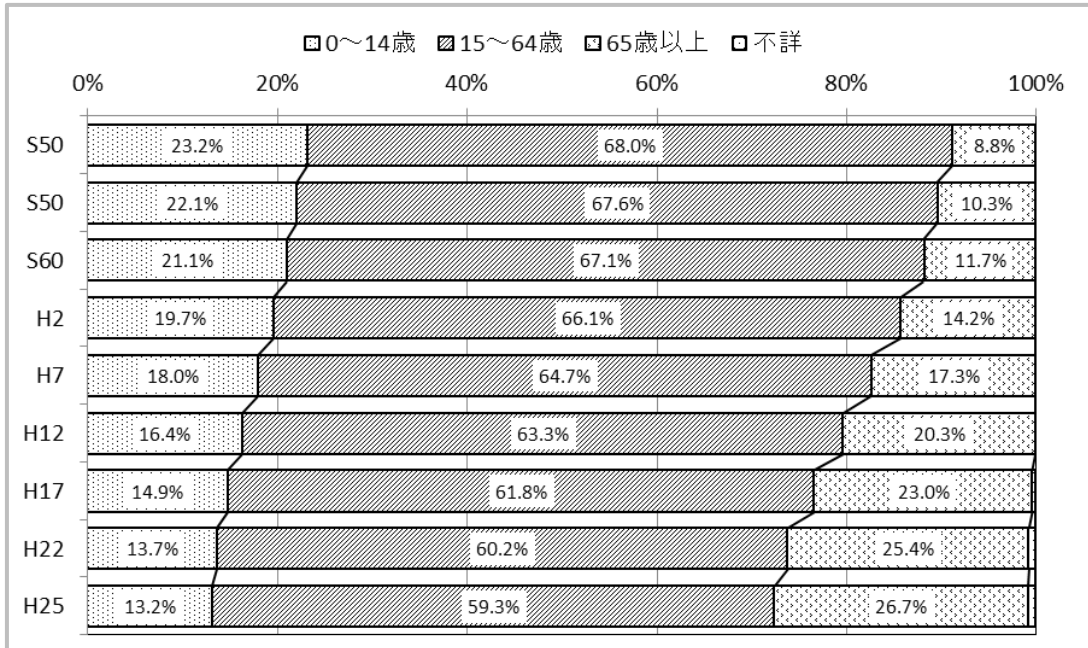
本市の合計特殊出生率（女性が一生の間に産む子どもの平均人数）は、全国、福島県と比べると高くなっています。全国的には平成17年以降上昇傾向にありますが、本市は近年、増減はあるものの、横ばい傾向にあります。



資料：福島県人口動態の概況（すべて合併後の領域で集計）

### ○会津若松市の年齢3区分別人口の推移

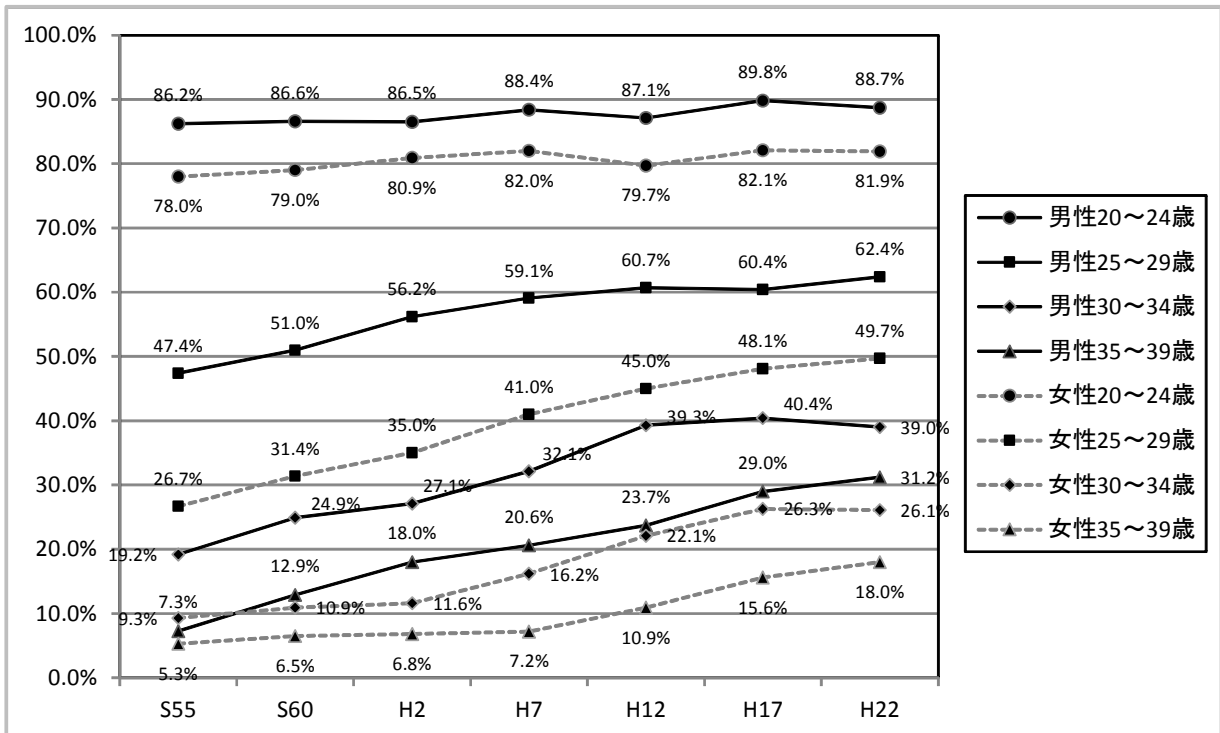
平成25年の年少人口（0～14歳）の割合は、13.2%となっており、昭和50年と比較すると10.0ポイント減少しています。



資料：国勢調査、H25は福島県現住人口調査（各年10月1日現在／すべて合併後の領域で集計）

### ○会津若松市の未婚率の推移

未婚率は年々増加しています。特に、「女性25～29歳」では、昭和55年の26.7%から平成22年には49.7%と2倍近い高い比率になっています。



資料：国勢調査（各年10月1日／平成12年より合併後の領域で集計）

## 2 子育て施策の現状

本市では、最上位計画となる「第6次会津若松市長期総合計画」の「政策の柱1 福祉健康 健やかで思いやりのあるまち」のうち、「子育てがしやすいまちをつくる」ための具体的な施策の内容や方向性を示す「あいづわかまつこどもプラン」（次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画）や、文部科学省の「幼児教育振興アクションプログラム」（平成18年10月）・福島県の「うつくしまっ子幼児教育振興ビジョン」（平成18年2月）を踏まえて策定した「会津若松市幼児教育振興プログラム」に基づき、その他、各種個別計画等との整合性を図りながら、家庭・地域・企業そして行政が連携して子育てに取り組むための総合的・計画的な施策の方向性を示し、各種施策に取り組んできました。

このような中、女性の社会進出や核家族化の進行など、社会・経済状況の変化に伴い教育・保育や子育て支援施策に対するニーズが多種・多様化し、そのニーズに応えられるサービスやその提供体制にさらなる充実が求められています。

一方、国においては幼保一体化の実現を目指し協議を重ねた末、平成24年8月に子ども・子育て支援の制度拡充を掲げた「子ども・子育て関連3法」が成立・公布されました。これにより、市町村の責務が改めて明確化され、これまで以上に基礎自治体の役割が重要となっていきます。

○「あいづわかまつこどもプラン（後期行動計画）」（平成22年度～平成26年度）の達成状況

	指標	後期行動計画策定時 (平成21年度)		後期行動計画の目標 (平成26年度)		現状 (平成25年度)	
全体	子育てに負担感や不安を感じる保護者の割合 (ニース調査より)	就学前	61.1 %	就学前	40 %	就学前	58.8 %
		小学生	57.5 %	小学生	40 %	小学生	48.1 %
	希望する子どもの数を持ってないとする保護者の 割合(ニース調査より)	就学前	55.8 %	就学前	50 %	就学前	55.9 %
		小学生	57.5 %	小学生	50 %	小学生	40.5 %
	出生数	H20	1,052 人		1,074 人		947 人
	合計特殊出生率	H20	1.66 人		1.70 人		1.52 人
基本目標Ⅰ 子育てをみ んなで支え るまち	子育てについて気軽に相談できる人がいる保護 者の割合(ニース調査より)	就学前	93.1 %	就学前	95 %	就学前	94.2 %
		小学生	92.6 %	小学生	95 %	小学生	90.8 %
	ファミリーサポートセンターの認知度	就学前	68.0 %	就学前	100 %	就学前	66.5 %
		小学生	57.1 %	小学生	100 %	小学生	69.0 %
	ファミリーサポートセンターの利用度	就学前	2.1 %	就学前	30 %	就学前	5.3 %
		小学生	1.4 %	小学生	20 %	小学生	2.6 %
	地域子育て支援センターの認知度	就学前	78.3 %	就学前	100 %	就学前	73.2 %
		小学生	67.5 %	小学生	100 %	小学生	77.6 %
地域子育て支援センターの利用度	就学前	28.3 %	就学前	50 %	就学前	32.3 %	
	小学生	14.4 %	小学生	25 %	小学生	20.1 %	
児童館の認知度	就学前	85.3 %	就学前	100 %	就学前	75.9 %	
	小学生	90.0 %	小学生	100 %	小学生	89.3 %	
児童館の利用度	就学前	14.1 %	就学前	60 %	就学前	14.1 %	
	小学生	30.2 %	小学生	40 %	小学生	38.1 %	
基本目標Ⅱ 子どもを安心 して産み・育 てることがで きるまち	仕事時間と生活時間の希望と現実が一致してい る保護者の割合(ニース調査より)	就学前	父 31.7 % 母 40.0 %	就学前	父 35 % 母 45 %	就学前	父 24.5 % 母 39.5 %
		小学生	父 36.2 % 母 37.4 %	小学生	父 40 % 母 40 %	小学生	父 27.9 % 母 32.5 %
	子どもと過ごす時間数の保護者の満足度(ニース 調査より)	就学前	父 48.0 % 母 67.3 %	就学前	父 50 % 母 70 %	就学前	父 44.6 % 母 70.3 %
		小学生	父 46.1 % 母 66.8 %	小学生	父 50 % 母 70 %	小学生	父 38.1 % 母 62.5 %
	希望する時期に希望した保育サービスを利用す ることができた保護者の割合(ニース調査より)	就学前	89.1 %	就学前	100 %	就学前	89.3 %
	認可保育所の待機児童数	H21.10.1 現在	0 人	就学前	0 人	就学前	13 人
	こどもクラブの待機児童数	H21.10.1 現在	8 人	就学前	0 人	就学前	0 人
	育児に困難を感じている保護者の割合 (乳幼児健康調査票より)		37 %		33 %		39.8 %
	子どもの朝食習慣	H19 3歳児 小6	85.7 % 90.2 %	3歳児 小6	100 % 100 %	3歳児 小6	91.5 % 90.8 %
	会津若松市夜間急病センターの認知度	就学前 小学生	96.7 % 96.8 %	就学前 小学生	100 % 100 %	就学前 小学生	90.9 % 95.8 %
	休日当番医制事業の認知度	就学前 小学生	97.0 % 96.9 %	就学前 小学生	100 % 100 %	就学前 小学生	89.6 % 94.1 %
	子育て支援チラシの認知度	就学前 小学生	62.7 % 62.7 %	就学前 小学生	100 % 100 %	就学前 小学生	44.1 % 47.5 %
	市政だより・市のホームページの認知度	就学前 小学生	93.3 % 93.3 %	就学前 小学生	100 % 100 %	就学前 小学生	86.4 % 91.0 %
	家庭児童相談室の認知度	就学前 小学生	65.9 % 64.2 %	就学前 小学生	100 % 100 %	就学前 小学生	68.6 % 74.5 %
	家庭教育に関する講座の認知度	就学前 小学生	32.2 % 45.6 %	就学前 小学生	100 % 100 %	就学前 小学生	28.5 % 49.2 %
	家庭教育に関する講座の利用度	就学前 小学生	6.4 % 7.0 %	就学前 小学生	40 % 40 %	就学前 小学生	6.2 % 6.7 %
	特定保育の認知度	就学前	36.4 %	就学前	100 %	就学前	44.7 %
	特定保育の利用度	就学前	0.2 %	就学前	0.6 %	就学前	4.3 %
	認定こども園の認知度	就学前	63.2 %	就学前	100 %	就学前	72.2 %
	認定こども園の利用度	就学前	0.3 %	就学前	1 %	就学前	9.5 %
基本目標Ⅲ 子どもがいき いきと育つま ち	学校評価において、「学校が好き」と答えた小中 学生の割合(公立のみ)		90 %		100 %		87.0 %
	非行少年の少年人口比 (6～19歳、少年人口比1,000人あたり)	H20	4.0		4.0		4.5
	刑法犯発生件数(市民全体)		1,503 件		1,120 件		1,073 件
	交通事故発生件数(市民全体)		707 件		620 件		619 件
	教育相談室の認知度	就学前 小学生	46.9 % 74.6 %	就学前 小学生	100 % 100 %	就学前 小学生	28.1 % 47.9 %

### 3 子ども・子育てにおける会津若松市の課題

#### ○子育て家庭の状況

平成25年度に実施した「子育て支援に関する調査」（以下、「ニーズ調査」という）と、平成20年度・次世代育成支援後期行動計画策定時に実施したニーズ調査により、子育て家庭の家族類型を比較します。

最も違いが大きいのは「フルタイム×フルタイム」であり、平成20年度は34.4%であったものが、今回は42.8%と増加しています。これは、両親ともに正社員（フルタイム）で働いている家庭が増加していることを表すものであり、働く家庭に対する支援に、より一層取り組んでいくことが求められます。

#### ◇子育て家庭の家族類型

	平成20年度		平成25年度	
	(比率)	(対象者数)	(比率)	(対象者数)
ひとり親家庭	9.3%	62人	6.7%	46人
フルタイム×フルタイム	34.4%	230人	42.8%	295人
フルタイム×パートタイム	16.0%	107人	16.3%	112人
専業主婦(夫)	35.5%	237人	33.7%	232人
パートタイム×パートタイム	0.4%	3人	0.3%	2人
無業×無業	0.6%	4人	0.3%	2人
その他	3.7%	25人	0.0%	0人
合計	100%	668人	100%	689人

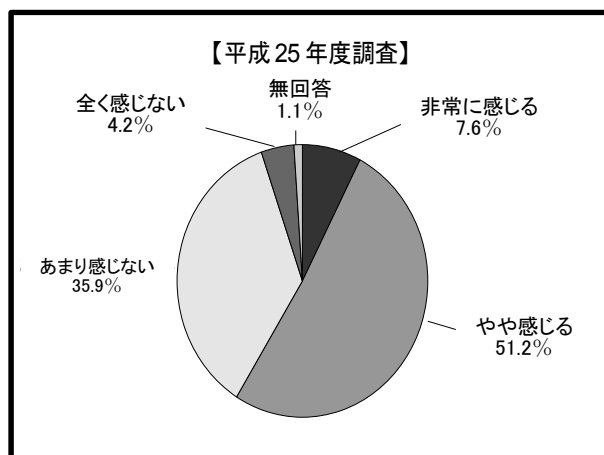
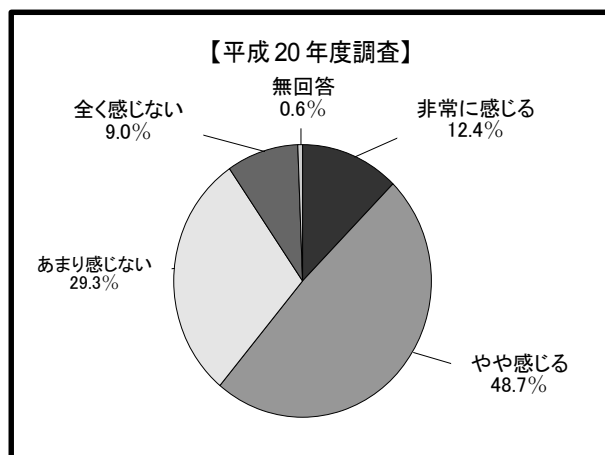
※資料：平成20年度=次世代育成支援後期行動計画策定時のニーズ調査結果より

平成25年度=ニーズ調査結果より

#### ○子育て意識の醸成

子育てに対する不安感や負担感を感じる人の割合は、「非常に感じる」が平成20年度調査時からやや改善しているものの、依然として約6割の方が不安や負担を感じています。

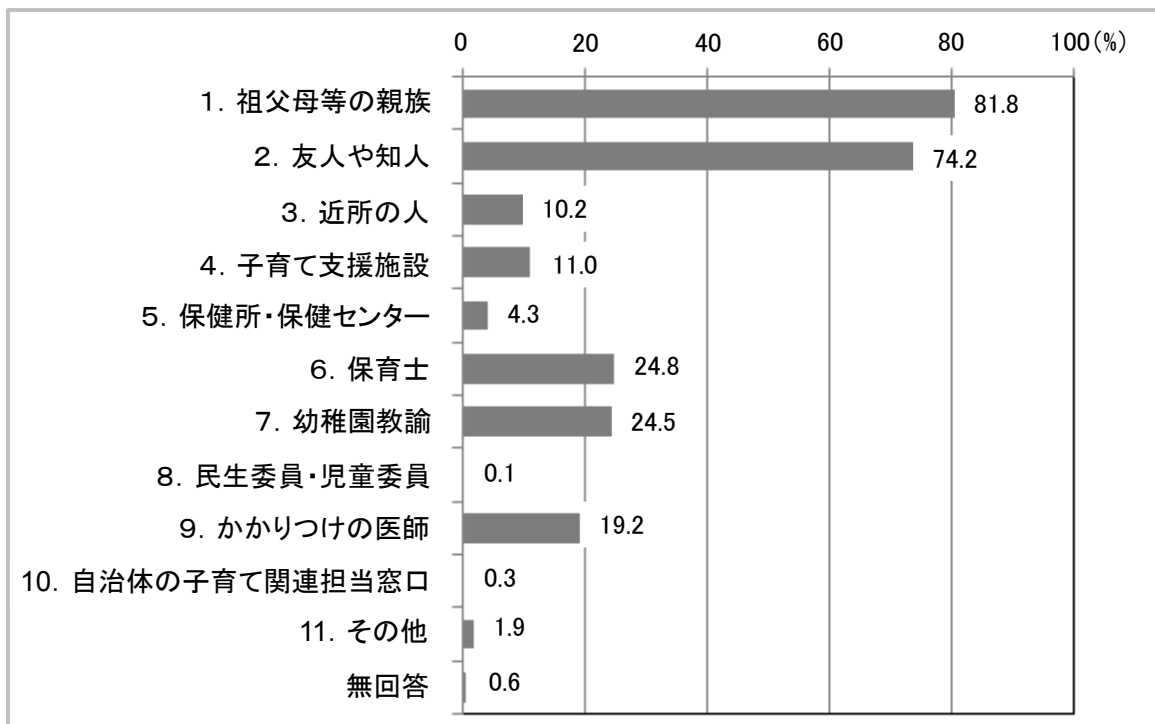
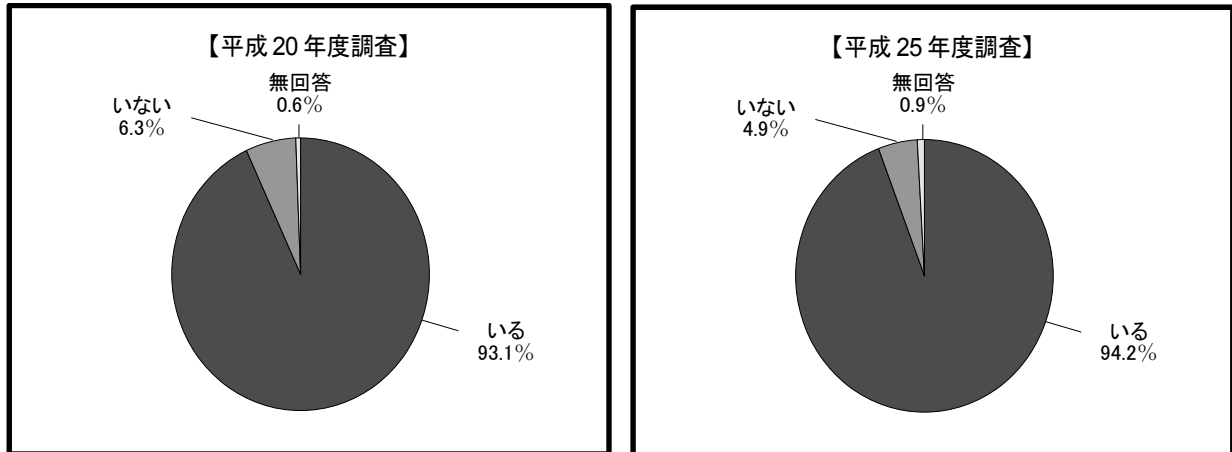
不安感負担感を減少させるためには、夫婦が協力して子育ての責任を果たし、ともに子育ての喜びを感じ、分かち合うことができることが必要であり、また、地域としても子育て家庭を支えていく支援体制づくりに、より取り組んでいくことが求められます。



## ○子育て相談支援

子育てに対する相談者がいる人の割合は、平成20年度調査時から、わずかではありますが増加しています。

核家族化の進行や、共働き世帯の増加などにより、両親が子どもを充分にみて育てることが難しい状況となっており、祖父母を含めた親族以外の相談体制を充実していくことが望まれており、保育所や幼稚園などが身近な地域における子育て支援の拠点としてより重要となっています。



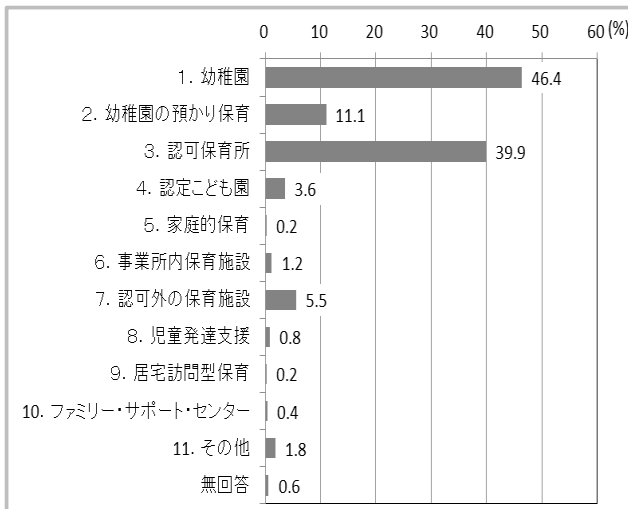


## ○子育て支援サービスの充実

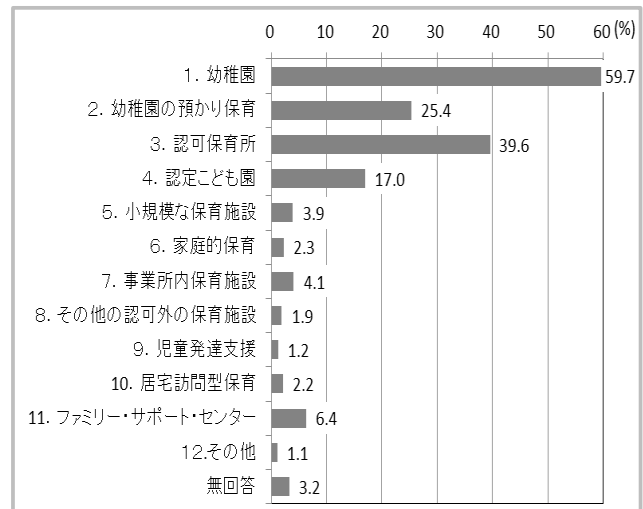
子育て支援サービスの利用は、「幼稚園」（46.4%）や「認可保育所」（39.9%）を利用している人が多い結果となっています。

今後の利用意向については、利用実態と同様に「幼稚園」（59.7%）や「認可保育所」（39.6%）が多くなっています。さらに、「幼稚園の預かり保育」（25.4%）や「認定こども園」（17.0%）、「ファミリー・サポート・センター」（6.4%）などは、現状と比較して特に今後の利用意向が高い事業であり、サービス提供の一層の充実が求められます。

【子育て支援サービスの利用状況】



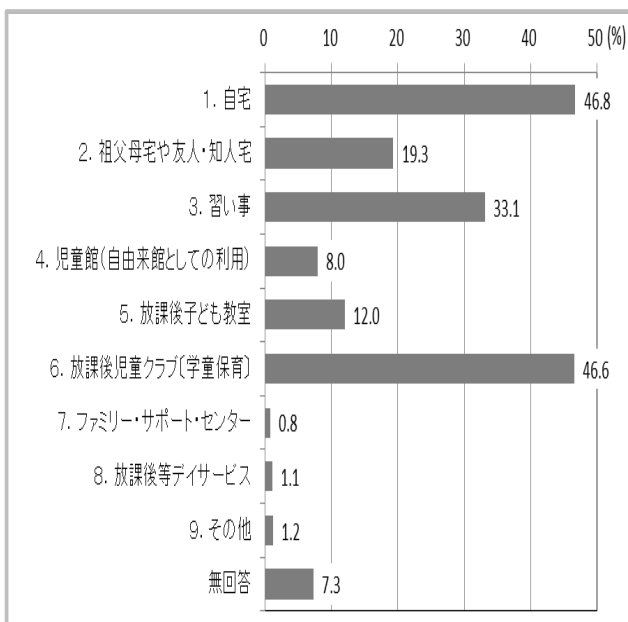
【利用意向】



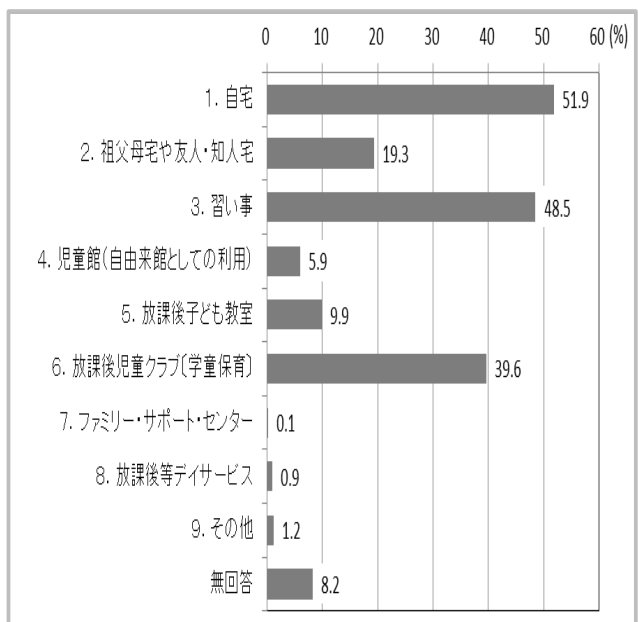
## ○放課後児童健全育成事業の充実

放課後の過ごし方として、低学年では約半数の方が「放課後児童クラブ（学童保育）」（46.6%）を希望しています。高学年になっても39.6%の方が利用を希望しており、サービス提供体制の充実が望まれます。

【放課後の過ごし方の意向：低学年】



【放課後の過ごし方の意向：高学年】

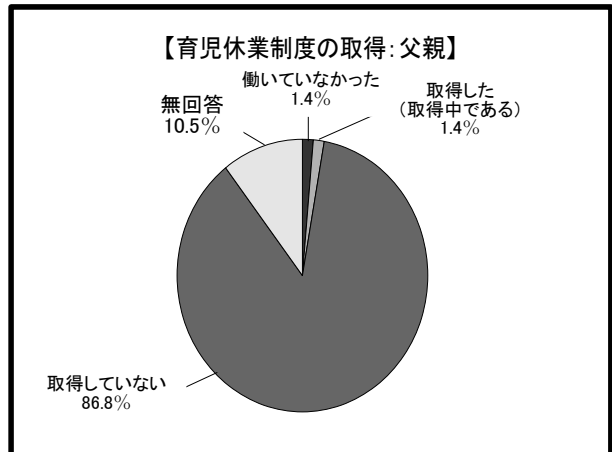
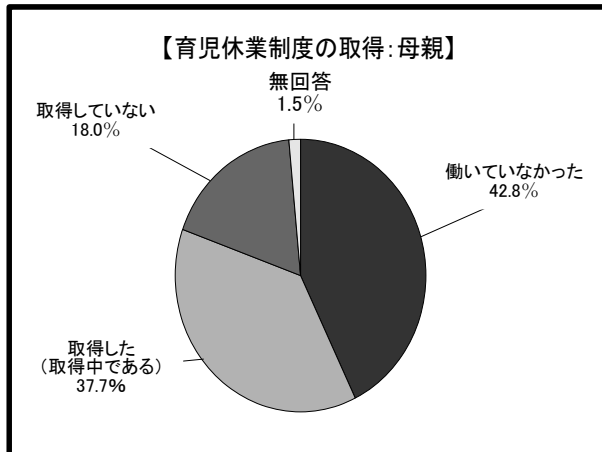


## ○仕事と生活の調和

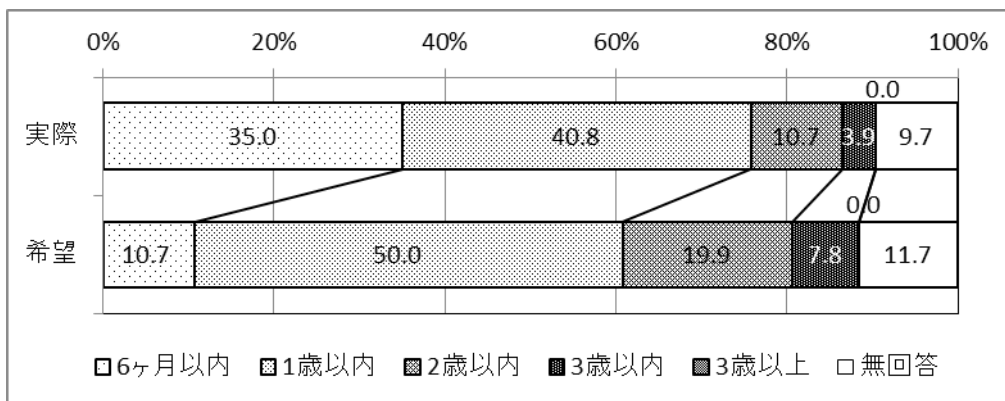
育児休業制度を取得したのは、母親では37.7%、父親では1.4%となっており、父親の取得はまだまだ低い状況にあります。

また、母親の職場への復帰時期について、子どもが「6ヶ月以内」は、実際は35.0%であるのに対し、希望では10.7%となっているなど、全体的に希望より早く職場に復帰している状況にあります。

子育て世帯に対する企業・事業所の理解・支援体制など、社会全体で子育て世帯を支えるために理解と協力が不可欠となっています。



【育児休業からの復帰時期：母親】



## ○子育て支援に係る費用に関する支援の充実

ニーズ調査における子育ての環境や支援に関する自由回答の中で、「経済的な支援に関して」が80人から回答を得ており最も多い意見となっています。

(複数回答あり)

自由意見の項目大別	回答者数
・経済的な支援に関して	80人
・就労や企業へのサポート等に関して	55人
・施設やサービスの拡充に関して	54人
・制度等の情報に関して	52人
・子どもの遊び場に関して	48人
・病気や健診、病児保育に関して	27人
・利用時間に関して	20人

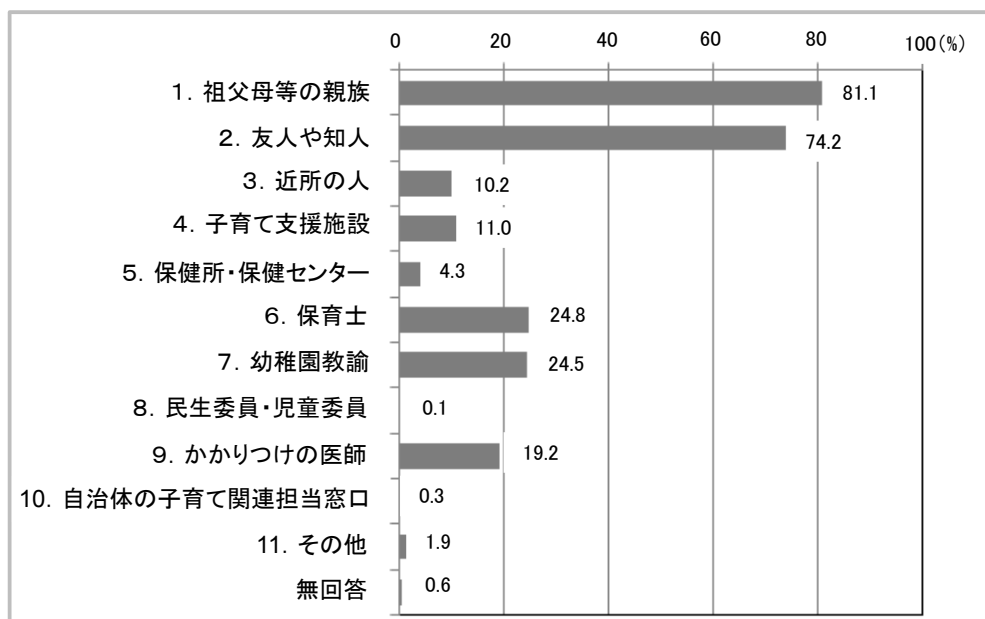
(代表的な意見) ・保育料を引き下げてほしい。無償にしてほしい。  
 ・子育て費用に限らず、生活面で経済的負担を減らしてほしい。  
 ・児童手当などの手当を拡充してほしい。

## ○子ども・子育てに関する情報・相談の充実

自由意見において、「制度等の情報に関して」52人から回答がありました。

また、子育て等に関する相談相手としては、「祖父母等の親族」(81.1%)や「友人や知人」(74.2%)など、身近な人が多くあげられており、公的機関等は概して低い比率となっています。

子育て家庭に対し、より適切な情報を伝え、気軽に相談できる体制について、更なる充実が望まれます。



## 第3章 基本理念・基本目標

### 1 基本理念

#### **みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つ あいづわかまつ**

家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野において全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力し、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要が高い子どもやその家族を含め、出生時から18歳までのすべての子どもや母子家庭及び父子家庭を含むすべての子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

#### ○基本理念の前提

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化しています。このような状況から、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質の改善を図り、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことで、乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者等の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

子どもの育ちを支えるために重要な役割を果たすものとして、①子どもが保護者からの愛情を受け多くの時間を過ごす家庭、②豊かな成長の機会を提供する地域社会、③新しい人間関係を築くことのできる集団生活の場、が必要であり、子どもの健やかな成長を促すためには、この三者が、それぞれの機能を発揮して、補完し合いながら役割を果たしていかなければなりません。

また、子育ては、父母その他の保護者が第一義的責任を持つものですが、同時に子育ては次代の担い手を育成する営みであることから、子育て家庭が安心と喜びを持って子育てができるよう、企業や地域社会を含めた社会全体で支援していく責任があります。

このような状況から、子育て世代を始め、若い人々が子育てに希望を見出し、子育てに喜びを感じることで、「このまちでなら夢のある子育てができる、希望に満ちた子どもが育つことができる」という気持ちにつながる、さらには、子育てをする親が笑顔になる、子育てをしたくなる、魅力あふれるまちづくりが求められています。

## 2 基本目標

### 基本目標Ⅰ 子育てをみんなで支えるまち

子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利が最大限に尊重されるよう配慮するとともに、男女が協力して子育てをする意識づくりや、社会全体で子育てを支える意識づくりに取り組みます。

また、市民参加による子育て支援や、子育て支援施設を拠点とした地域における子育て支援を推進します。

### 基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み・育てることができるまち

母性並びに子どもの健康の確保に努めるとともに、子育てと社会参加を両立できるよう、多様な子育てニーズに対応した保育サービスの実施など、子どもを産みやすく育てやすいまちづくりを推進します。

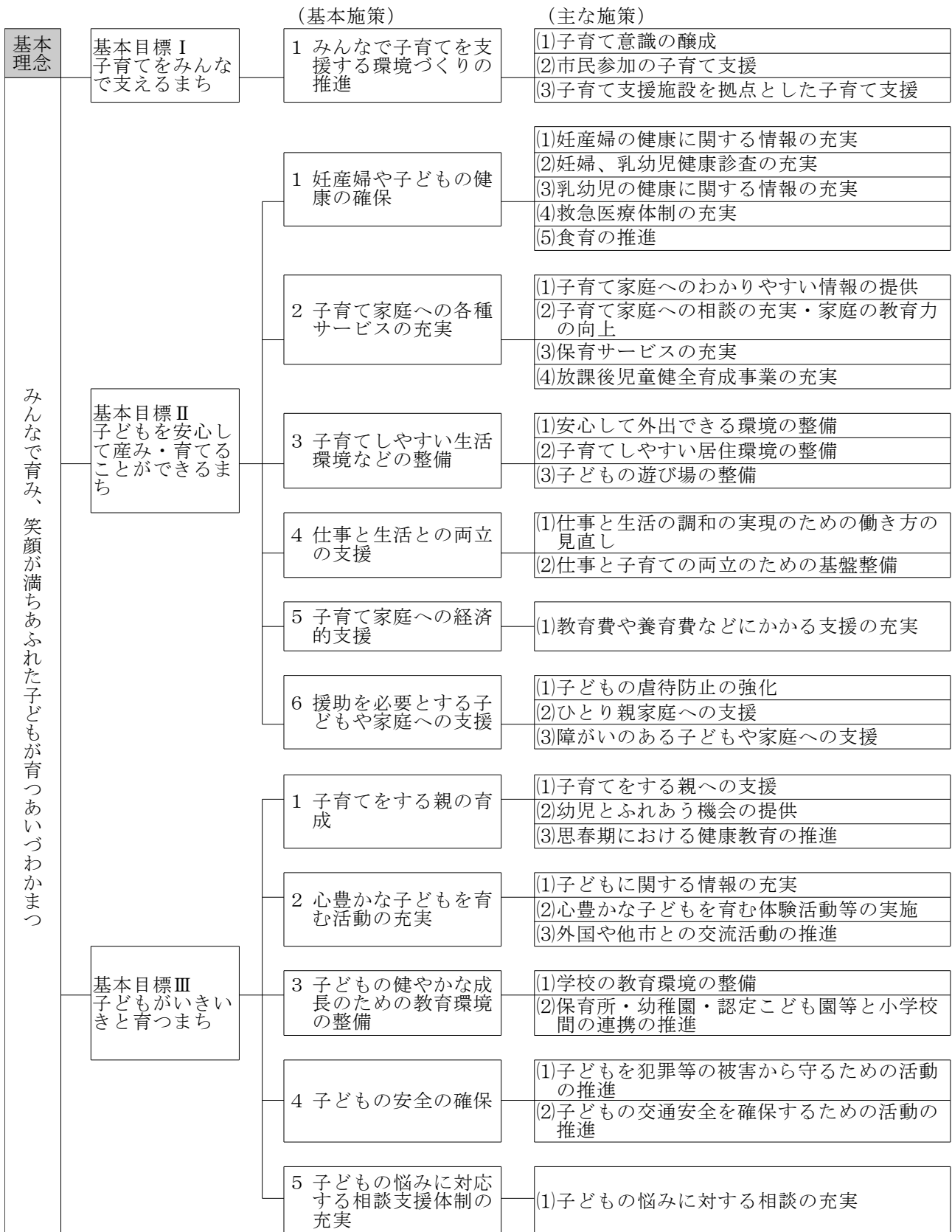
また、一層の少子化対策を推進するとともに、出産や子育てにおける精神的・身体的・経済的不安感を解消し、市民のみなさんが希望する人数の子どもを産み育てることができる環境が整備されたまちを目指します。

### 基本目標Ⅲ 子どもがいきいきと育つまち

子どもたちが健康であり、一人ひとりの個性が尊重されるまちづくりを推進します。そのためには、次代の担い手である子どもが、さまざまな体験を通して、自分自身でその道を切り開いていけるよう環境づくりに努めます。

また、地域全体で子どもを犯罪や交通事故から守る取り組みを進めます。

### 3 施策の体系



## 第4章 各種子育て施策の展開

(子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項)

### 《基本目標Ⅰ 子育てをみんなで支えるまち》

#### 基本施策1 みんなで子育てを支援する環境づくりの推進

##### (1) 子育て意識の醸成

核家族化の進展や地域との関係の希薄化とともに、依然として子育ては女性の仕事であるという固定的な性別役割分担意識も根強く残っています。このような環境が、子育ての孤立化を引き起こし、子育てに対する不安感・負担感を高めている要因の一つと考えられます。

子どもの健やかな成長のために、男女がともに子育ての責任を果たしつつ、子育ての喜びを感じ、分かち合うことができるよう協力して子育てをする意識を高めるとともに、市民一人ひとりが子どもと子育て家庭を支える地域社会の一員としての認識に立ち、地域みんなで子育てを支える意識づくりを推進します。

##### ①男女共同参画推進事業

「男は仕事、女は家事・育児」という固定的な役割分担意識を解消し、家族を構成する男女が相互に協力し、子育てする意識の啓発を図ります。

##### ②子どもの権利を尊重する意識づくり

チラシの作成・配布や市政だよりへの掲載、講演会等の開催により「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」<sup>(※)</sup>の普及・啓蒙をはじめ、子どもの権利を尊重する意識の啓発を図ります。

※児童の権利に関する条約 … 子ども（18歳未満の者）の基本的な人権を国際的に保障するために定められた国際条約。

##### (2) 市民参加の子育て支援

子育てに関しての第一義的責任は、その保護者にありますが、子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。さらには、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つでもあります。

地域の中で安心して子育てができ、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができるよう地域みんなで子育てを支える様々な活動をさらに推進していきます。

##### ①ファミリー・サポート・センター事業

子育ての支援を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人の連絡や調整等を行う民間の子育て相互援助活動に対し、サポート会員の拡大や多様なニーズに対応した活動を行うことができるよう支援の充実を図ります。

## ②民生児童委員協議会

児童の健全な育成を図るため、民生委員や主任児童委員が橋渡しとなり、教育・保育施設及び学校と地域、保護者の連携を推進し、必要な情報収集・提供を行いながら、地域における身近な相談者としての認知度を高めるとともに、活用しやすい環境整備をしながら支援を行います。

また、各地域の民生児童委員が、それぞれの持つ情報交換を行い、活動の資質向上及び連携を強化するため、民生児童委員協議会理事会や地区定例会を開催し、情報の共有化や連携のさらなる強化を図ります。

## ③ホームスタート事業

子育てに不安を抱える家庭、地域から孤立しそうな家庭に市民ボランティアが訪問し、悩みや相談に応じる傾聴と一緒に家事や育児などをする協働により、支援を行います。

## ④青少年の心を育てる市民行動プラン事業

青少年の健全育成の柱となる市民共通の行動指針「青少年の心を育てる市民行動プラン“あいづっこ宣言”」の周知の徹底を図るとともに、「あいづっこ宣言表彰制度」などの実践活動を行います。

## ⑤商店街等と連携した活動への支援

商店街と市民が連携し、空き店舗の活用やイベント等の開催により、子育て世代の交流や活動を促す取組みに対し、支援を行います。

### (3) 子育て支援施設を拠点とした子育て支援

核家族化の進行や、地域との関わりあいの希薄化により子育て家庭の孤立化が進み、子育てに対する不安感や負担感が増えています。身近な地域における子育て支援の拠点として、地域子育て支援センターなどでの支援対策を推進します。

また、子育て支援施設を拠点として活動している子育てサークルの活動の支援を行いながら、各サークルのネットワークづくりを推進し、子育てに関するニーズの把握や相互交流を積極的に行うことで、子育て中の保護者やその子どもの仲間づくりを支援します。

#### ①地域子育て支援センターの充実

子育てについて、地域が一体となって支援する体制を整備するため、豊富なノウハウを蓄積する保育所、幼稚園、認定こども園などが育児相談やサークル活動への支援、園舎等を開放した遊びの実施等を通して、地域の中の拠点として子育て支援を行います。

#### ②認定こども園の拡大

質の高い幼児教育・保育や子育て支援機能を総合的に提供します。

#### ③子育てネットワークづくり

地域の子育て家庭の支援を推進するため、地域子育て支援センターなどを拠点とする、子育てサークルの活動支援や情報提供、さらにサークル間の連携などのネットワークづくり、サークル合同での事業を支援します。



## 《基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み・育てることができるまち》

### 基本施策1 妊産婦や子どもの健康の確保

#### (1) 妊産婦の健康に関する情報の充実

妊婦が、妊娠中を安心して過ごし、生まれてくる子どもが健やかに育つことができるよう、妊娠中の母体の変化や胎児の成長を支えるための正しい知識の提供と、妊産婦が自ら健康管理ができるよう、産科婦人科医療機関との連携を図りながら、支援を行います。

##### ①安心・安全な妊娠、出産への支援

母子健康手帳の交付を行うとともに、妊婦自身が妊娠中の健康管理ができ、安心・安全に出産が迎えられるよう情報の提供を行います。

また、産科婦人科医療機関との連携を図り、ハイリスク妊産婦等に対し訪問指導等による支援を行います。

#### (2) 妊婦、乳幼児健康診査の充実

妊婦一般健康診査の助成や乳幼児健康診査の充実により、保護者自身が妊娠中から子どもの発育発達を理解し、病気や事故を予防し、健やかな育ちが促せるよう切れ目ない支援をします。

##### ①妊婦一般健康診査助成

妊婦一般健康診査の助成や乳幼児健康診査の充実により、保護者自身が妊娠中から子どもの発育発達を理解するとともに、病気や事故を予防し、健やかな育ちを促せるよう切れ目ない支援を行います。

##### ②乳幼児健康診査事業

健診を行うことにより、乳幼児の障がいや疾病を早期に発見し適切な療育や治療につなげるとともに、保護者自身が子どもの成長発達を理解し、基本的な生活習慣を確立できるよう支援します。

また、保護者の育児の悩みや不安が軽減できるよう支援を行うとともに、子どもの事故予防について継続的に注意喚起を行っていきます。

#### (3) 乳幼児の健康に関する情報の充実

保護者に対して子どもの成長や発達に応じた関わり方や子育てに関する情報の提供を行うことにより、保護者の育児不安の軽減や養育上の問題の改善を図り、乳幼児の健やかな発育発達を支援します。

##### ①乳幼児健康相談・教室

乳幼児の健康相談や教室を実施し、乳幼児の健康に関する適切な情報の提供及び相談等を行い、保護者の育児不安の軽減を図るとともに、乳幼児が基本的な生活習慣を身につ

け、健康なからだをつくることができるよう支援を行います。

#### ②乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、保護者の不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行うとともに、養育環境の把握等を行い適切なサービスが受けられるよう支援を行います。

### (4) 救急医療体制の充実

いつでも安心して医療を受けられることは、子育て中の親にとっては、極めて重要なことです。

休日や夜間でも医療が受けられるように、夜間急病センターを運営するとともに、会津若松医師会・会津若松歯科医師会と各医療機関の協力のもとに、在宅当番医制事業を実施します。

#### ①救急医療体制（小児）

年中無休で、18時30分から22時30分（受付）まで小児を診察できる医師を配置し、日曜・休日の昼間は、3科（内科系・小児科、外科系、歯科）の当番制により診療体制を確保します。さらには、5月の連休やインフルエンザ流行時期などの特定期間においては小児専門医による小児科診療を行います。

なお、これらの情報は市政だよりやメール配信サービス等で提供します。

### (5) 食育の推進

乳幼児期から、望ましい食習慣を身につけ心身の成長を促し、食を通じた豊かな人間性の形成を図るため、地域や関係機関と連携を図りながら、発達段階に応じた食育の取り組みを進めます。

#### ①各年齢に応じた食育の推進

食で育む「こころ」と「からだ」の元気なあいづっ子を目指して、各年齢に応じた食育の取り組みを推進します。また、子どもが通う教育・保育施設や各学校における食育の取り組みも推進します。

#### ②食育のさらなる推進

食育に関する関連機関とのネットワーク化をさらに進め、相互に連携を図りながら「食育」を推進します。

## 基本施策2 子育て家庭への各種サービスの充実

### (1) 子育て家庭へのわかりやすい情報の提供

母子健康手帳交付時における事業一覧の配布を始め、市政だよりや市のホームページによる広報、パンフレットなどの配布により、広く子育て支援の情報を提供します。

さらに、地域子育て支援センターにおいて、個々のニーズに応じた情報の提供ができるよう取り組みを進めます。

#### ①利用者支援事業

子育て支援サービスや子育てサークルに関する情報を集約し、広く子育て中の市民に情報提供を行うとともに、育児相談や個々のニーズに応じた情報提供を行います。また、市内各子育て支援センターの担当者向け研修等を実施し、市内各子育て支援センターのサービスの充実に取り組みます。

さらには、庁内各所属に分散する子育てに関する情報を一体的に提供できるよう、体制整備を図ります。

#### ②ホームページの充実

各部署により周知している子育て支援情報について、保護者等が情報を的確に取得できるようまとめ、(仮称)子育て支援ポータルサイトの開設を検討します。

### (2) 子育て家庭への相談の充実・家庭の教育力の向上

専門の相談員を配置し、家庭における人間関係や児童の養育などの問題について相談を受け、助言や指導を行います。

また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により家庭の教育力の低下が懸念されていることから、各種講座を開催するなど、家庭の教育力の向上に努めます。

#### ①家庭児童相談室運営事業

家庭における子どもに関係したさまざまな問題について、専門の相談員が対応し、助言・指導を行います。

#### ②生涯学習出前講座の充実

市民の団体等が主催する学習会等に、市職員等が講師となるなどとして、子育て家庭の教育力の向上を図ります。

#### ③子育て中の親を育成する講演会の開催

子育てに悩んだり、困ったり、子どもの遊ばせ方が分からない親に対して、その時々テーマを設定しながら、各専門家や子育て経験者による、「子育て講演会」等を定期的を開催します。

### (3) 保育サービスの充実

多様な就労形態や地域の保育ニーズに対応するため、教育・保育施設（保育所、幼稚園認定こども園、地域型保育、認可外保育施設）などで、質の高い教育・保育サービスに努めます。

#### ①子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の提供

子どもとその保護者が希望する教育・保育が受けられるよう、提供体制を確保します。そして、施設・事業を利用する時は、公立・私立の別なく質の高いサービスが受けられるようにするために、施設・事業の役割を明確にしていきます。

また、保育士等の研修制度の充実を図り、教育・保育の質の向上と、保護者の就労形態に合わせた時間に利用できるような体制整備を図るとともに、施設・事業間の連携強化・ネットワーク化に取り組みます。

なお、夜間における保育の実施については、現状の把握を行いながら、実施体制等について検討していきます。

#### ②延長保育

保育所や認定こども園などで、就労形態の多様化や通勤時間など、保護者の就労形態に応じた保育時間の延長の需要に対応するため、通常の保育時間を延長し、保育を行います

#### ③一時保育（一時預かり事業）

教育・保育施設などで、冠婚葬祭、保護者の傷病、入院などにより、緊急・一時的に保育を必要とする児童の保育を行います。

また、現在、幼稚園で実施している預かり保育も、子育て家庭への支援の一助となっていることから、継続して取り組みます。

#### ④休日保育

日曜日・休日の保護者の勤務などによる保育ニーズへの対応を図るため、日曜・休日において保育を行います。

#### ⑤子育て支援短期入所事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童等について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

現時点での実施はないものの、平成29年度に開所を予定している民設民営による母子生活支援施設において、ショートステイ事業を開始する予定です。

#### ⑥認定こども園の充実

幼児教育・保育や子育て支援の機能を総合的に提供し、潜在的な待機児童の解消や適切な規模の子ども集団を保ちながら、子どもの育ちの場を確保しつつ、質の高い幼児教育・保育の充実させるため、認定こども園の設置を支援します。

#### (4) 放課後児童健全育成事業の充実

共働き家庭の増加に伴い、今後、ますます需要が高まることが予想されることと、法改正によりこどもクラブの受け入れ対象年齢が小学3年生までから小学6年生までに拡大されることもあり、待機児童の解消を始め、さらなる環境整備に努めます。

##### ①放課後児童健全育成事業（こどもクラブ）

保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に学校施設や児童館などを利用して、放課後児童指導員を配置し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

さらに、受け入れ年齢拡大に対応するため、施設整備を図るとともに、利用時間の延長など、事業の充実を図ります。

##### ②こどもクラブ関係者との連絡

個々に応じた適正かつ健全な育成を図るため、こどもクラブの運営者や学校を始めとした関係者間の連携を強化します。

## 基本施策3 子育てしやすい生活環境などの整備

### (1) 安心して外出できる環境の整備

安心して子どもを生き育てるためには、子育てしやすい環境が必要です。バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した公共施設や歩道などの整備を図ります。

#### ①利用しやすい公共施設の整備

ユニバーサルデザインの視点で子育て家庭等が安心して利用できる施設の整備に取り組みます。

#### ②安全な交通環境の整備

すべての人が安心して外出できるよう、段差の解消、歩道の拡幅等のバリアフリー化を推進します。

また、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路の移動等円滑化を推進します。さらに、事故が多発しているエリアについては、歩道整備等を行うことによって歩行者および自転車の安全を確保し、交通事故の削減を目指します。

### (2) 子育てしやすい居住環境の整備

公営住宅を良好かつ適切な状態で供給するため、日常の維持管理に努めるとともに、子育て家庭が、ゆとりある生活を営むことができるよう、ファミリー向けの良質な住宅の供給に努めていきます。

#### ①公営住宅の維持管理

公営住宅の維持管理を適切に行い、良好な居住環境の確保を図ります。

#### ②特定優良賃貸住宅供給促進事業

中堅所得者等の居住の用に供する優良な公的賃貸住宅の供給を促進し、ファミリー借家世帯等の居住水準の向上を図ります。

### (3) 子どもの遊び場の整備

子どもたちが安心して遊べる広場・施設の整備、地域の方々に地域における遊びへの理解に努めます。

#### ①公園の維持・管理と地域で見守る意識の醸成

子どもが安心して遊べる公園・緑地の整備を進めるとともに、既存の公園・緑地についても、バリアフリー化などのリニューアルについて検討します。また、樹木の枝払い等を行いながら、遊具等について、適切な補修や更新により、長寿命化を図り、安全、安心な公園施設の維持に努めます。

さらには、子どもたちの遊びを理解し、見守るなど、地域全体で子育てを支える意識づくりが重要であります。地域ごとに課題が異なりますが、世代間交流の機会を増やすなど行政に限らない多様な主体による活動を推進していきます。

## ②屋内遊び場

ニーズ調査などでは、子どもは外で元気に遊ばせることでたくましく育つとの意見もある一方、冬季期間や雨天時など、屋内でのびのびと遊ぶ場所がほしいなどの意見が出されています。

現在の幼稚園、保育所や児童館などの各施設の開放や民間で運営している遊び場などの既存施設の周知に努めながら、その支援策について、児童館の老朽化対策とあわせて検討します。

## 基本施策4 仕事と生活との両立の支援

### (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための働き方の見直し

女性の社会進出が進み、結婚や子育てと仕事の両立を望む女性が多くなり、共働き家庭が専業主婦（夫）家庭を上回る現状にあります。

一方、出産により退職する女性が多数いる中、男性は、長時間労働や「育児は女性の仕事」という性別役割分担意識などにより、育児参加が進まない現状も見受けられます。

男女がともに子育てをしながら働きやすい環境をつくるために、国や県、企業など関係機関と連携して取り組みを進めます。

#### ①育児・介護休業者生活資金利子補給

育児休業中の勤労者の生活の安定を図り、育児休業制度の利用促進を図るため、県育児・介護休業者生活資金貸付金利用者へ、その利子の補給を行います。

#### ②公共職業安定所との連携による就業支援の実施

会津若松公共職業安定所内のマザーズコーナーとの連携により、女性の一層きめ細かな就業支援に努めます。

#### ③仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発

国や県、企業などの関係機関と連携し、国の助成制度の周知を図りながら、育児休業制度、再就職の支援・再雇用及び労働時間短縮の促進の啓発に努めます。

#### ④支援対策に取り組む企業や民間団体の事例情報の収集、提供等

各種の推進企業認証制度や表彰制度を設けている国や県との連携を図ることで、制度の周知や認証企業・表彰企業の情報を提供するなど、取組み企業の周知を図るとともに、未実施の企業に対する取組みへの啓発に努めます。

#### ⑤男女共同参画推進事業者表彰の実施

男女がともに働きやすい職場環境づくりを行っている事業者を表彰しています。さらに、それらの取り組みを男女共同参画情報紙等により広く周知し、他事業者への波及促進を図ります。

### (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

仕事と子育ての両立のために、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

#### ①乳幼児健康支援一時預かり事業（病児保育）

病気が回復期に至らない・症状の急変が認められない児童で、日中保護者が家庭で保育をすることができない児童を、病院に付設された専用のスペースにおいて一時的に預かり、保育を行います。

なお、利用にあたっては、子どもが病気などの時に親が仕事を休めるような企業における意識の醸成を図りながら、適切な提供体制の確保に努めます。

#### ②子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の提供（再掲）

#### ③児童健全育成事業（再掲） ④ファミリー・サポート・センター事業（再掲） など



## 基本施策5 子育て家庭への経済的支援

### (1) 教育費や養育費などにかかる支援の充実

ニーズ調査の結果を見ると、理想的な人数の子どもを持ってない理由に、子どもの養育費や教育費をあげている例が多く見られます。

保護者の経済的な負担の軽減を図るために、様々な経済的支援を行います。

#### ①児童手当

子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもが育てられる社会をつくるため児童手当を支給します。

#### ②子ども医療費助成事業

子どもの健康の保持・増進を図るため、医療費の助成を、今後も継続して行います。

#### ③保育料等の減免

保育所、幼稚園、認定こども園等の保育料については、多子軽減措置により減免します。さらに、こどもクラブの利用料については、ひとり親家庭や非課税世帯を対象に減免します。

## 基本施策6 援助を必要とする子どもや家庭への支援

### (1) 子どもの虐待防止の強化

近年の子どもや家庭をめぐる問題は複雑化・多様化しています。児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関との連携を一層進めるとともに、支援体制を強化し、問題を抱えた家庭に対する支援を行います。

#### ①要保護児童対策地域協議会

児童虐待から子どもを守るため、各関係機関の連携を強化し、相互に情報を共有し、児童虐待に対して実効性のある対応をします。

さらに、市民や施設等へ周知を図りながら、関係機関・団体の連携・協力と事務局機能の強化に努めるとともに、未然防止のための啓発活動や要保護児童対策地域協議会の研修会なども開催します。

#### ②養育支援訪問事業

児童虐待の未然防止のため、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師、助産師、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。

### (2) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭や父母のいない児童の家庭の負担を軽減し、安心して子育てができるよう支援を行います。

#### ①女性福祉相談

母子家庭等からの様々な相談に対し、女性相談員が助言・指導・情報提供を行います。

#### ②児童扶養手当

離婚等により父または母と生計を同じくしていない児童を養育している母または父、もしくはこれらの父または母に代わって養育している人に対して手当を支給し、生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全な育成を図ります。

#### ③ひとり親家庭医療費助成事業

ひとり親家庭および父母のいない児童の健康と福祉の増進を図るため、対象となる児童が18歳になるまで、医療費の助成を行います。

#### ④母子家庭等自立支援給付金

母子家庭等の生活の安定を図るため、就職に必要な資格取得や技能習得のための修学や講座の受講をするひとり親家庭の父または母に対して、費用の助成を行います。

#### ⑤就学遺児激励金

小中学校に在籍する就学遺児が、健やかに成長し、勉学の励みとなるよう、その児童を扶養している者に対し、就学遺児激励金を支給します。

#### ⑥母子生活支援施設

子どもの監護が必要な母子世帯の生活上の安定と自立のため、休所中のすずらん寮に

代わる新たな施設を民設民営により整備します。

### (3) 障がいのある子どもや家庭への支援

障がいのある子どもが健やかに育ち、すべての子どもが等しく（健常な子どもと区別なく）、安心して生活するために、子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。また、将来にわたる支援を見据え、障がいの早期発見・早期療育や障がいに対する親の理解促進のためのさらなる相談体制の確立を図ります。

#### ①障がい児に対する支援

乳幼児健康診査事業などの活用により、障がいのある子どもに対する支援体制を整えながら、下記の3つの事業（障がい児通所支援）を行います。

- ・未就学児に対し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。（児童発達支援）
- ・就学児に対し、生活能力向上のために必要な支援社会との交流その他必要な支援を行います。（放課後等デイサービス）
- ・保育所等に障がい者関連の事業所職員が訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。（保育所等訪問支援）

#### ②地域自立支援協議会

各関係機関の連携を強化し、障がいのある人もない人もともに暮らせる共生社会の実現のための仕組みづくりや「会津若松市障がい者計画・障がい福祉計画」の進行管理を行います。

#### ③障がい者総合相談窓口

障がいのある児童や障がいのある方、またその家族等の地域生活に関する様々な相談に応じて、情報の提供や相談・助言等の支援を行い、その人が地域で自分らしく、自立した生活を送ることができるよう援助します。相談を受けた場合は必要に応じて医療・保健・福祉・教育・就労等の各機関と連携し、ライフステージに応じた適切な支援が行えるよう関係機関との調整を図ります。

#### ④教育支援委員会

早期からの教育相談や、その後の一貫した支援についても助言を行う相談機能の充実を図ります。さらには、福祉機関等との連携を図りながら特別な支援を要する子どもたちの支援を行っていきます。

## 《基本目標Ⅲ 子どもがいきいきと育つまち》

### 基本施策1 子育てをする親の育成

#### (1) 子育てをする親への支援

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大などの問題が生じています。

母親などの子育て不安を軽減し、子育ての基本を学びながら、ゆとりを持って子育てを楽しむ環境づくりを推進するための取り組みを行います。

##### ①地域子育て支援拠点事業等の拡充

家庭で子育てをしている保護者に交流と育児相談の場を提供し、育児に関する不安や悩みの解消を図るとともに、保護者同士の交流を促進する、地域子育て支援センターや幼児クラブなどにおいて、その取り組みを推進します。

##### ②子育てをする親の知識向上

乳幼児健診時や、図書館における赤ちゃんおはなし会などでの読み聞かせを通して、絵本を介した親子のふれあいや子育ての楽しさを実感しながら、子育てにおける絵本の有効性について知る取り組みを実施します。

#### (2) 幼児とふれあう機会の提供

少子化の進行により、子どもとふれあう機会が少ないまま親となる人が増えてきています。思春期の頃から赤ちゃんとのふれあい、子育てを体験することにより、生命の尊さや子育てを楽しいと思う気持ちを高めていくための取り組みを行います。

##### ①乳幼児とふれあう機会の提供

中学・高校生の職場体験・インターンシップ・ボランティアなどの受け入れを行う中で、乳幼児とふれ合う機会や経験の場を提供し、親になるための意識向上を図ります。

また、子育て中の親との交流を行い、自分の成長した過程を振り返り、生命の尊さについて考えることができるよう取り組みます。

### (3) 思春期における健康教育の推進

自分の体や命を大切にすることや、性についての正しい知識を身につけることができるよう、学校や医療機関、会津保健福祉事務所などと連携を図ります。

また、子ども達の健全育成のため、薬物乱用防止の取り組みを進めます。

#### ①性教育の充実

性に関する指導の充実を図り、「性教育実践事例集」を作成し、公開します。

#### ②薬物乱用防止教育の充実

発達段階に応じた薬物乱用防止教育を実施します。特に、中学校においては、外部講師等を活用した年1回以上の薬物乱用防止教室を実施します。

## 基本施策2 心豊かな子どもを育む活動の充実

### (1) 子どもに関する情報の充実

子どもの体験活動や子育てなどに関する情報の提供を行うとともに、教育に関する情報の総合窓口を開設し、子どもに関する情報の充実を図ります。

#### ①子ども向けイベント等の情報提供

「あいづっこニュース」などを通して、子どもの地域体験活動に関する情報や子育ての情報を提供します。

#### ②教育ポータルサイト「あいづっこWeb」

開かれた学校づくりと児童生徒の安全・安心な生活を守るため、学校と保護者、地域との情報共有を図ります。

### (2) 心豊かな子どもを育む体験活動や読書活動の実施

異年齢児・世代間交流や自然の中での体験活動など様々な活動を通して、心豊かな子どもを育てます。

#### ①指導員講習会

子ども会育成会連絡協議会との共催で、地域子ども会会員を対象に子ども会のあゆみ、あり方、集いの持ち方などを、集まった仲間たちとの班活動を中心に習得し、地域子ども会活動をより充実したものとするを目的に開催します。

#### ②あいづわくわく学園グループ学習（小学校との交流会）

市主催の高齢者大学校である「あいづわくわく学園」において、伝承遊び・レクリエーションや給食をともに食べ、小学生との交流を実施、継続していきます。

#### ③放課後子ども教室

放課後や週末に学校や公民館などの公共施設等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の参画を得ながら、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流等の取り組みを実施し、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

#### ④子どもの読書活動の推進

家庭、地域、学校等が連携し、成長に応じて子どもの読書に親しむ機会や、環境の充実を図り、子どもの読書活動推進に取り組みます。

また、地域の児童を健全に育成する観点から、国の「放課後子ども総合プラン」の考え方にに基づき、こどもクラブ（放課後児童健全育成事業）との連携について、その内容や方策を検討します。

### (3) 外国や他市との交流活動の推進

子どもたちの国際社会への興味や関心を醸成し、グローバルな思考の習熟を図るとともに、歴史的にゆかりの深い姉妹都市・親善都市等との子ども同士の交流を通して、青少年の育成を図ります。

#### ①国際交流推進事業

野口英世アフリカ賞を切り口としたアフリカ諸国との関係など、子どもたちの様々な国や地域との交流を推進します。

#### ②姉妹都市・親善交流都市等交流事業

歴史的な節目の年において実施する記念事業の一環として、子どもたち同士の交流を行います。

## 基本施策3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

### (1) 学校の教育環境の整備

子どもの生きる力の育成のため、小中学校と地域が一体となって、道徳教育や自然体験の充実を図るとともに、教育環境の整備に努めます。

#### ①学校評議員

地域に開かれた学校づくりと学校及び地域の特色を生かした創意ある教育活動を一層推進するため、地域住民の協力による学校評議員制度を実施します。

#### ②学校評価

学校教育の向上を図るため、教育活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに保護者等に情報を提供します。

#### ③目標管理制度

各学校において校長をはじめとした全職員が「自己目標」を設定し、管理職による指導・助言を受けながら目標達成と自己の資質向上を図るため、全小中学校の校長、教頭との面談を行い、実績等を適正に評価します。

### (2) 保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校間の連携の推進

子どもの発達や学びの連続性を確保するために、保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校間の連携の推進を図ります。さらには、保育所・幼稚園・認定こども園等の相互の連携も推進します。

#### ①（仮称）保幼小連携会議

現在も児童が利用する施設等に変更がある場合には、それぞれに引継ぎなどを行っているところですが、教育・保育の質の平準化や「小1プロブレム」<sup>(※)</sup>解消へ向けて、教育・保育施設同士及び教育・保育施設と小学校との相互連携を促進するための組織を立ち上げ、連続した教育・保育の仕組みづくりに取り組んでいきます。

この取り組みにあたっては、民生委員・主任児童委員やスクールソーシャルワーカーなどの参画を図りながら進めます。

※小1プロブレム … 小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、先生の話を受けない、など学校生活になじめない状態が続くこと。



## 基本施策4 子どもの安全の確保

### (1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

近年は、犯罪の低年齢化に加え、子どもを標的にした犯罪が増加しており、携帯電話やインターネットの普及に伴う出会い系サイトや専用アプリなどによる性犯罪も多発しています。子どもは自分で自分の身を守ることが難しいため、より多くの人目により子どもを犯罪の被害から守る必要があることから、家庭、学校、地域の連携による青少年の健全育成と非行の防止に努めます。

#### ①青少年問題協議会

青少年行政の適切な実施を期するため、必要な関係行政機関相互の連携を図ります。

#### ②少年センター事業

少年センター補導員による街頭補導活動等を実施します。

#### ③防犯メールの配信

声かけ事件や児童生徒に関連する事件が発生した場合、携帯電話にメールで情報を配信し、情報の共有化を図るとともに、事件の拡大防止を図ります。

#### ④ひなんのくるま推進事業

公用車両等に「ひなんのくるま」のステッカーを貼り、不審者への抑止効果をねらうとともに、地域における児童等の安全確保を図ります。

### (2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

親子が、安心して外出できる交通環境づくりのために、市民一人ひとりの交通ルールの遵守、交通マナーの向上のための取り組みを行います。

#### ①交通教育専門員事業

児童生徒の交通安全を確保するため、通学路において交通安全指導を行います。また、保育園・幼稚園・認定こども園、小学校等の交通安全教室で講師となり、交通安全教育を推進します。

#### ②学校安全ボランティア活動支援事業

子どもの通学の安全確保のために協力している、地域の学校安全ボランティアへの支援を行います。

## 基本施策5 子どもの悩みに対応する相談支援体制の充実

### (1) 子どもの悩みに対する相談の充実

青少年の非行問題などに対処するため、電話相談での指導助言を行うことで青少年の非行などを未然に防止し、青少年の健全育成を図ります。

また、不登校、いじめ、非行などの問題行動に、早期に対応するため、専門的な知識や経験を有する人材を小中学校等へ配置・派遣します。

さらに、適応指導教室で、不登校児童生徒への個別支援を行い、社会性や自立性を養うことで学校復帰を図ります。

#### ① スクールカウンセラー・心の教室相談員活用事業

スクールカウンセラーや心の教室相談員の小中学校への配置・派遣により問題行動の早期発見、未然防止を図ります。

#### ② 適応指導・教育相談事業

適応指導教室の運営や教育相談をもとに、問題のある児童生徒に対する相談・支援を行い、問題行動の早期発見、未然防止を図ります。

## 第5章 教育・保育提供区域の設定

### (1) 区域の設定

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施する区域の設定です。

### (2) 区域設定の考え方

①目的	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「実施しようとする提供体制の確保」を決定する単位としての区域設定
②設定の際の条件	地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案
③区域の広さの考え方	保護者や子どもが居宅より移動することが可能な区域

### (3) 会津若松市における区域設定

現状として、子育て支援サービスを受ける場合に、自宅近くの場所を選択する傾向はあるものの、都市基盤整備の進行や自動車等による移動範囲の拡大、さらには送迎等の利便性の観点から、祖父母宅や職場の近くのサービス提供施設を希望する傾向が強くなります。

このことから、会津若松市域全体を一つの区域として設定します。

## 第6章 子ども・子育て支援給付

### 1 教育・保育及び地域型保育について

#### ① 施設型給付（保育所、幼稚園、認定こども園）

現在、保育所は保育所委託運営費、幼稚園は私学助成・幼稚園就園奨励費、認定こども園には保育所部分と幼稚園部分のそれぞれに費用が支払われていますが、子ども・子育て支援法においては、市の確認を受けた上で「施設型給付」の対象施設として一本化されます。

#### ② 地域型保育給付（地域型保育事業）

保育需要の増大に伴う待機児童の解消に機動的に対応できるよう、主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を保育する、利用定員が19人以下の小規模な保育施設について、新たに市の認可事業とした上で地域型保育事業と位置付けます。

これは、教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる制度とするものです。

なお、地域型保育事業の施設・事業の類型は、下記のとおりです。

類 型	内 容
家庭的保育	利用定員5人以下とし、保育者の居宅その他の場所で、家庭的な雰囲気の中で保育を実施。
小規模保育	利用定員を6人以上19人以下とし、保育を目的とした様々なスペースで、小規模な保育を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・A型（保育所分園に近いもの）</li> <li>・B型（A型とC型の間間的なもの）</li> <li>・C型（家庭的保育に近いもの） ※利用定員6人以上10人以下</li> </ul>
居宅訪問型保育	保育を必要とする子どもの居宅において、1対1で保育を実施。 ※居宅訪問型保育事業者の保育提供対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>①障がい、疾病等で集団保育が著しく困難な場合</li> <li>②他の特定教育・保育施設や地域型保育事業での利用定員の減少などにより、継続的に当該事業を利用する場合</li> <li>③市がありません又は要請したが、他の特定教育・保育施設や地域型保育事業を利用することが困難な場合</li> <li>④母子家庭等で、保護者が夜間や深夜の勤務に従事するなど、必要性が高いと市が認める場合</li> </ul>
事業所内保育	企業が主として従業員の仕事と育児の両立支援策として実施。従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所型事業所内保育（利用定員が20人以上）</li> <li>・小規模型事業所内保育（利用定員が19人以下）</li> </ul>

## 2 教育・保育及び地域型保育の「量の見込み」と「提供体制の確保内容とその実施時期」

幼児期の学校教育・保育において、現在の利用状況と将来の利用希望を把握し、計画期間内に必要な施設や事業を確保することを数値として記載する必要があることから、本市では、教育・保育の「量の見込み」を算出するため、平成25年10月にニーズ調査を実施しました。

その結果と現在の利用状況に基づく「量の見込み」と、それに対する「確保の内容」については下表のとおりです。

なお、計画当初は「量の見込み」に対して「確保の内容」が不足することとなりますが、計画期間である5年間に、既存施設の認定こども園への移行促進や段階的に定員増を図ることにより、必要な量を確保していきます。

※ 教育・保育施設等を利用する場合は、子ども・子育て支援法等の規定に基づき、市から「支給認定」を受けます。その認定の区分は下記の3つです。

1号・・・満3歳以上で学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども

2号・・・満3歳以上の保育の必要性のある就学前の子ども

3号・・・満3歳未満の保育の必要性のある就学前の子ども

		平成27年度					計
		1号	2号		3号		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	1、2歳	0歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)		859人	806人	986人	870人	455人	3,976人
②確保 の内容	教育・保育施設	2,017人		1,637人	799人	278人	4,731人
	地域型保育事業				28人	15人	43人
②-①		352人		651人	▲43人	▲162人	798人

		平成28年度					計
		1号	2号		3号		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	1、2歳	0歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)		850人	798人	987人	872人	455人	3,962人
②確保 の内容	教育・保育施設	1,803人		1,792人	831人	321人	4,747人
	地域型保育事業				28人	15人	43人
②-①		155人		805人	▲13人	▲119人	828人

		平成29年度					計
		1号	2号		3号		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	1、2歳	0歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)		842人	790人	989人	872人	457人	3,950人
②確保 の内容	教育・保育施設	1,793人		1,792人	871人	346人	4,802人
	地域型保育事業				28人	15人	43人
②-①		161人		803人	27人	▲96人	895人

		平成30年度					計
		1号	2号		3号		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	1、2歳	0歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)		833人	782人	990人	874人	457人	3,936人
②確保 の内容	教育・保育施設	1,783人		1,802人	911人	366人	4,862人
	地域型保育事業				28人	15人	43人
②-①		168人		812人	65人	▲76人	969人

		平成31年度					計
		1号	2号		3号		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	1、2歳	0歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)		825人	774人	992人	876人	457人	3,924人
②確保 の内容	教育・保育施設	1,773人		1,812人	891人	446人	4,922人
	地域型保育事業				28人	15人	43人
②-①		174人		820人	43人	4人	1,041人

### 3 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育の推進

子どもやその保護者が置かれている環境に応じて、保護者等の選択のもと、多様な施設や事業から、良好で適切な教育・保育が総合的・効率的に提供されるよう、その推進体制を確保します。体制確保にあたっては、地域の理解はもとより、会津若松市内の教育・保育施設の多くを民間事業者が担っていただいていることから、官民協働により、事業を展開していきます。

また、認定こども園においては、いわゆる認定こども園法の改正により、幼保連携型認定こども園の認可・指導監督が一本化されるなどにより設置しやすくなることから、全国的にも設置が促進されるものと思われます。会津若松市としても、既存施設から「認定こども園」への移行について推進します。

## 第7章 地域子ども・子育て支援事業

### 1 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に掲げられている下記13事業です。

#### ○利用者支援事業

子どもとその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。実施にあたっては、庁内各所属に分散する子育てに関する情報を一体的に提供できるよう、体制整備を図ります。

#### ○地域子育て支援拠点事業

これまで、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える取組としてその拡充を図ってきました。

「子ども・子育て支援法」では、子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択ができるよう、地域の身近な立場から情報の集約・提供を行う利用者支援機能が付加されたことから、事業内容の充実を図っていきます。

#### ○妊婦健康診査

妊婦の健康の保持と増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導等を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

#### ○乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

#### ○養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

また、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施します。

#### ○子育て支援短期入所事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

#### ○ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

#### ○一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

なお、現在、幼稚園において実施している預かり保育は、一時預かり事業の中で再編します。

#### ○延長保育事業

保育の認定を受けた子どもについて、通常の利用日・時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。

#### ○病児保育事業

病児について、病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

#### ○こどもクラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ります。

#### ○実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用を助成します。

なお、事業開始にあたっては、各施設・事業により、実費徴収の範囲や額が一定でないことから、保護者負担の平準化を図るため、まずはそれぞれの負担水準の把握に努めます。

#### ○多様な主体が教育・保育分野に参入することを促進するための事業

教育・保育施設等への民間事業者の参入に関して、多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置や運営を促進します。

事業を実施するにあたって、教育・保育及び地域型保育の「量の見込み」を的確に把握し、それに対する「確保方策」において不足が生じる場合には、新規参入の可能性があります。新規参入を認める際は、安心・安全な教育・保育が提供できるよう、施設・事業者の知識・経験などを見極めながら、適切に事業を展開することができるかを判断していきます。



## 2 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「提供体制の確保内容とその実施時期」

### ・地域子育て支援拠点事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	85,860人日	82,872人日	80,556人日	78,240人日	75,900人日
確保方針	20か所	21か所	21か所	21か所	23か所

年間延べ利用人数に対して、保育所及び認定こども園に併設される地域子育て支援センターで実施。

### ・妊婦健康診査

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	11,620人回	11,214人回	10,906人回	10,584人回	10,262人回
確保方針	11,620人回	11,214人回	10,906人回	10,584人回	10,262人回

将来人口推計の0歳児を出産する妊婦に対して14回の健診を実施。

### ・乳児家庭全戸訪問事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	830人	801人	779人	756人	733人
確保方針	830人	801人	779人	756人	733人

将来人口推計の0歳児のいる家庭を訪問。

### ・養育支援訪問事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方針	60人回	60人回	65人回	65人回	70人回

年間の対象者数。なお、量の見込みは算出せず。

### ・子育て支援短期入所事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方針	0人日	0人日	30人日	50人日	60人日
	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所

年間延べ利用人数と実施施設数。なお、量の見込みは算出せず。

### ・ファミリー・サポート・センター事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	4,583人日	4,629人日	4,675人日	4,722人日	4,769人日
確保方針	4,583人日	4,629人日	4,675人日	4,722人日	4,769人日

1事業所での年間延べ利用人数。

### ・一時預かり事業（幼稚園型）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の見込み	①1号認定による利用	6,771人日	6,703人日	6,636人日	6,570人日	6,504人日
	②2号認定による利用	210,740人日	208,633人日	206,546人日	204,481人日	202,436人日
	計	217,511人日	215,336人日	213,182人日	211,051人日	208,940人日
確保方針	275,424人日	275,424人日	275,424人日	275,424人日	275,424人日	
	16か所	16か所	16か所	16か所	16か所	

年間延べ利用人数に対して、保育所及び認定こども園で実施。

・一時預かり事業（一般型）（※幼稚園型を除く）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	40,768人日	41,110人日	41,456人日	41,804人日	42,155人日
確保方策	50,088人日	50,088人日	50,088人日	50,088人日	50,088人日
	17か所	19か所	19か所	19か所	20か所

年間延べ利用人数に対して、保育所及び認定こども園に併設される地域子育て支援センター等で実施。

・延長保育事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,315人	1,326人	1,337人	1,348人	1,360人
確保方策	1,315人	1,326人	1,337人	1,348人	1,360人
	23か所	25か所	25か所	25か所	26か所

年間利用人数に対して、保育所及び認定こども園で実施。

・病児保育事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	4,094人日	4,082人日	4,003人日	3,922人日	3,836人日
確保方策	1,028人日	1,028人日	1,028人日	1,028人日	1,028人日
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

年間延べ利用人数に対して、現状の提供体制により実施。

・こどもクラブ（放課後児童健全育成事業）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	下学年	1,181人	1,142人	1,105人	1,068人	1,030人
	上学年	472人	457人	442人	427人	412人
	計	1,653人	1,599人	1,547人	1,495人	1,442人
確保方策		1,720人	1,720人	1,720人	1,720人	1,720人
		45か所	45か所	45か所	45か所	45か所

年間延べ利用人数に対して、施設と定員の拡大により実施。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の推進

子育て家庭等を対象とする地域子ども・子育て支援事業は、教育・保育の施設・事業を利用する・しないに関わらず、すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう事業を進めなければなりません。

事業の推進にあたっては、行政内部の連携はもちろん、子育てを地域全体で支える理念のもと、市域全体で取り組んでいきます。

なお、子ども・子育て支援法により、新規に位置付けられた下記3事業については、市内の現状に照らしながら、その必要性を検証しながら取り組んでいきます。

○利用者支援事業

○実費徴収に係る補足給付を行う事業

○多様な主体が教育・保育分野に参入することを促進するための事業

## 第8章 関連施策の展開

### 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

0歳児の子どもを保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることから、育児休業期間満了時からの利用を希望する保護者が、1歳から質の高い保育を利用できる環境を整えることが重要です。

その上で、小学校就学前の子どもを保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に保育施設・事業を利用できるよう、「利用者支援事業」や「地域子育て支援拠点事業」などを活用しながら、休業中の保護者に対する情報提供や相談支援などを行います。さらには、ニーズ調査による利用希望をもとに、計画的に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の整備を促進します。

### 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

#### ○児童虐待防止対策の充実

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、近隣の市町村、児童相談所に通告しなければならないこととされています（児童虐待防止法第6条）。市では通告を受けた場合には児童の安全確認や子育て相談等による支援を行います。その内容や緊急度性に応じて、より専門的な支援が可能な児童相談所との連携を図っており、児童相談所では必要な場合には一時保護や里親委託、施設への入所等の措置を行っています。

#### ○母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭や父子家庭の子どもが進学や就職等の費用が必要となった場合に、無利子または低利で貸付を受けられる母子・寡婦福祉資金貸付の紹介や説明、申請助言等を市の女性福祉相談室が窓口となり、自立を支援していきます。

#### ○障がい児施策の充実

会津障がい保健福祉圏域における児童に関するワーキンググループ（会津保健福祉事務所が事務局）や会津養護学校における医療的ケアサポート会議などを活用しながら、県の各機関と情報を共有し、市が実施する事業等において活用します。

上記の連携内容を含めて、子どもに関する特に専門的な内容については、県と本市が相互に協力しながら、より一層、連携を強化していきます。

### 3 仕事と生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

女性が職場で活躍することや、男性が家庭生活等において喜びを感じてその役割を果たすことさらには、男女がともに充実した生活を送られるようにしていくためには、職場や家庭生活等における固定的な性別役割分担意識をなくすとともに、仕事と家庭生活、地域活動等との調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」を推進しながら、仕事と子育ての両立のための基盤整備が重要です。

そのためには、市内において取り組まれている好事例を収集しながら、その情報について、事業主・就業者・市民等の理解促進のための広報・啓発活動を継続・強化していきます。

また、男女がともに活躍できる就労環境の整備に向け、国の各種助成金の活用促進を図るとともに、国や県など関係機関と連携しながら、育児休業制度や子どもの看護休暇制度等の導入促進について、企業などに対して働きかけを行っていきます。

## 第9章 計画の推進

### (1) 計画の推進体制

#### ① 庁内の推進体制

健康福祉部企画副参事及び関係課長等で構成する「会津若松市子ども・子育て支援事業計画検討会議」において、庁内の連携を図り計画を推進します。

#### ② 関係機関等との連携

子どもの保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事する者などを含み、幅広い子育て支援に関与する者で構成する「会津若松市子ども・子育て会議」において、専門的及び一般の見地から幅広い意見を聴取し、施策に反映させます。

また、市民の多様なニーズの把握に努め、本計画の主人公である子どもと子育て中の親の声を大切にしながら、各種団体や市民との協働により計画を推進します。

### (2) 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、その進捗状況を把握し、事業等の点検を毎年度、継続的に行っていきます。

なお、計画に定めた「量の見込み」や「確保内容」に乖離がある場合や、国の制度改正等により、本計画の実施や推進に予定していない事業の創設や変更が生じた場合は、計画の中間年を目安に、子ども・子育て会議等を活用して、見直しを行います。



# 資 料 編

1	計画策定までの経過	51
2	会津若松市子ども・子育て会議条例	52
3	会津若松市子ども・子育て会議委員一覧	53
4	会津若松市子ども・子育て支援事業計画検討会議設置要綱	54
5	子ども・子育て支援事業計画策定体制図	56





## 1 計画策定までの経過

	開催日	内容
平成 25 年度	7月9日	第1回子ども・子育て支援事業計画検討会議の開催
	7月12日	第1回子ども・子育て支援事業計画検討会議担当国会議の開催
	8月9日	平成25年度第1回会津若松市子ども・子育て会議の開催
	10月	計画策定にかかるニーズ調査の実施
	12月26日	平成25年度第2回会津若松市子ども・子育て会議の開催
	3月18日	平成25年度第3回会津若松市子ども・子育て会議の開催
平成 26 年度	4月28日	平成26年度第2回会津若松市子ども・子育て会議の開催
	5月23日	第2回子ども・子育て支援事業計画検討会議担当国会議の開催
	5月28日	第2回子ども・子育て支援事業計画検討会議の開催
	6月27日	平成26年度第3回会津若松市子ども・子育て会議の開催
	7月4日	第3回子ども・子育て支援事業計画検討会議担当国会議の開催
	7月28日	平成26年度第4回会津若松市子ども・子育て会議の開催
	8月29日	平成26年度第5回会津若松市子ども・子育て会議の開催
	9月19日	第4回子ども・子育て支援事業計画検討会議担当国会議の開催
	9月26日	第3回子ども・子育て支援事業計画検討会議の開催
	9月29日	平成26年度第6回会津若松市子ども・子育て会議の開催
	10月16日	文教厚生委員会協議会にて会津若松市子ども・子育て支援事業計画（案）について報告
	10月20日～11月18日	計画についてパブリックコメントを実施
	11月21日	平成26年度第7回会津若松市子ども・子育て会議の開催
	11月25日	文教厚生委員会協議会にてパブリックコメントの結果を報告
1月13日	平成26年度第8回会津若松市子ども・子育て会議の開催	

## 2 会津若松市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、会津若松市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事項について市長に意見を述べ、又は調査審議する。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 子ども・子育て支援に関心を持つ市民
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

所掌事務(第2条関係)

- ・特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事
- ・特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事
- ・子ども・子育て支援事業計画に関する事
- ・子ども・子育て支援に関し必要な事項及び施策の実施状況に関する事

### 3 会津若松市子ども・子育て会議委員一覧

No.	選出団体	職名	氏名
1	会津若松市保育所保護者会連合会	会長	猪俣 和也
2	会津若松市幼稚園保護者会連絡協議会	会長	田中 大介
3	会津若松市父母と教師の会連合会	城南小PTA 副会長	佐久間 敦子
4	会津若松商工会議所	女性会直前会長	秋山 理恵
5	日本労働組合総連合会福島県連合会会津若松地区連合会	事務局次長	田中 秋広
6	会津若松医師会	監事	佐藤 惇
7	会津若松市立小・中学校長協議会	門田小学校長	二瓶 重和
8	会津若松市保育所連合会	連合会代表	遠藤 浩平
9	会津若松市幼稚園協会	会長	橋本 希義
10	NPO 法人 Lotus	理事長	山口 巴
11	会津若松市子ども会育成会連絡協議会	会長	新井田 萬壽子
12	ファミリー・サポート・あいづ	代表	川島 安紀子
13	公立大学法人会津大学	上級准教授	清野 正哉
14	会津若松市民生児童委員協議会	主任児童委員	松村 敦子
15	会津保健福祉事務所	主任社会福祉主事	太田 順也
16	会津若松市地域自立支援協議会	療育部会長	森田 まゆみ
17	公募		星 いづみ
18	公募		後藤 涼子
19	公募		庄司 操

## 4 会津若松市子ども・子育て支援事業計画検討会議設置要綱

(平成 25 年 5 月 27 日決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 66 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「支援事業計画」という。）の策定及び実施に関する進行管理を行うため、会津若松市子ども・子育て支援事業計画検討会議（以下「検討会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 検討会議は、支援事業計画の検討及び進行管理を行う。

(組織)

第 3 条 検討会議の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 健康福祉部企画副参事
- (2) 企画調整課長
- (3) 協働・男女参画室長
- (4) 地域づくり課長
- (5) 財政課長
- (6) 地域福祉課長
- (7) 障がい者支援課長
- (8) こども家庭課長
- (9) こども保育課長
- (10) 健康増進課長
- (11) 商工課長
- (12) 教育総務課長
- (13) あいづっこ育成推進室長
- (14) 学校教育課長

(委員長及び副委員長)

第 4 条 検討会議に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、健康福祉部企画副参事をもって充てる。
- 3 副委員長は、こども保育課長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討会議の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員が検討会議に出席できないときは、当該委員が指名する職員を代理として出席させることができる。
- 3 委員長は、必要に応じ、第 3 条各号に掲げる者以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(担当者会議)

第 6 条 検討会議に、担当者会議を置く。

- 2 担当者会議は、こども保育課長が招集し、会務を総理する。
- 3 担当者会議の委員は、第3条各号に掲げる検討会議の委員の所属職員（次項において「担当者」という。）とする。
- 4 担当者が担当者会議に出席できないときは、当該担当者が指名する職員を代理として出席させることができる。

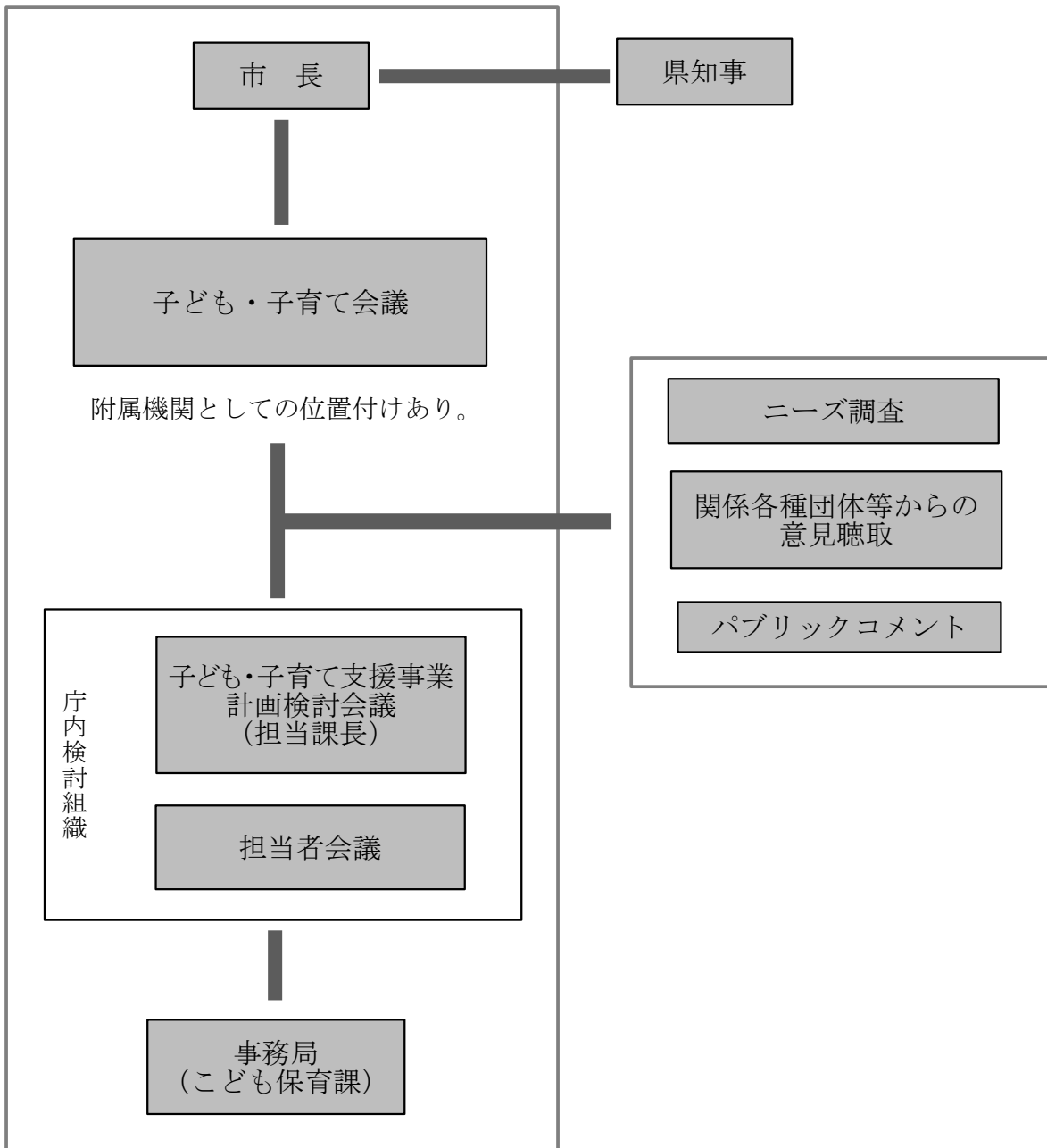
（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

5 子ども・子育て支援事業計画策定体制図





## 会津若松市子ども・子育て支援事業計画

平成27年4月

編集・発刊 会津若松市健康福祉部こども保育課  
〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号  
TEL 0242-39-1239  
FAX 0242-39-1246

ホームページ : <http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>  
E-mail : [kodomohoiku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp](mailto:kodomohoiku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp)